

官報

昭和六十一年四月十八日

○ 第百四回 参議院会議録第十一号

昭和六十一年四月十八日(金曜日)

午後一時四十一分開議

○ 議事日程 第十一号

昭和六十一年四月十八日

午後一時四十分開議

第一 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 雷波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 情報処理の促進に関する法律の一部を

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭和六十一年度及び昭和六十二年度における日本中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○ 本日の会議に付した案件

一、日程第一より第一一まで

一、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(趣旨説明)

本法施行に伴う経費として、昭和六十一年度における農業改良資金貸付金の財源に充てるための日本中央競馬会から納付される特別国庫納付金の受入れ見込額百五十億円が昭和六十一年度農業経営基盤強化措置特別会計に計上され度農業経営基盤強化措置特別会計に計上された。

一、日本中央競馬会は、昭和六十一年度農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

(日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例)

第一二 日本中央競馬会は、昭和六十一年度及び昭和六十二事業年度において、毎事業年度、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第二十七条の規定による国庫への納付をするほか、同法第二十九条第二項の規定にかかるわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち三百億円の二分の一に相当する金額を当該事業年度の四月一日から六月三十日までの間に国庫に納付しなければならない。

前項の規定による国庫納付金(次条において「特別国庫納付金」という。)の額に相当する金額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規定による特別積立金の額から減額して整理するものとする。

(農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例等)

第三条 特別国庫納付金は、その納付された年度における農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

(農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案)

前項の規定により農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とされる特別国庫納付金の額に相当する金額は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金及び当該貸付けに関する事務に要する費用の財源に充てるものとする。

(附則)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

〔成相善十君登壇、拍手〕 つきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金等の財源に充てるため、日本中央競馬会の特別積立金のうち百五十億円ずつ合計三百億円を、昭和六十一年度及び昭和六十二年度において、特例的に国庫に納付させ、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする措置を講じようとするものであります。

会国庫納付金制度の趣旨とおり方、特別国庫納付が中央競馬会財政に与える影響、中央競馬会の運営をめぐる問題、軽種馬育成対策、農業改良資金の充実の内容と今後の財源確保の見通し、貸付条件の改善等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言もなく採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

〔賛成者起立〕 よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

以上、兩案を一括して議題をいたしました。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

審査報告書 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月十五日

参議院議長 木村 睦男殿 建設委員長 小山 一平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 本法施行のため、五箇年間に要する総事業費として、十二兆二千億円が予定されている。

附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、日本下水道事業団が汚泥処理業務を実施するに当たつては、下水道法、地方自治法の精神を生かし、関係地方公共団体の意向を十分尊重し、地方公共団体の支援機関としての役割が適切に果たされるよう努めること。

二、本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、下水道労働者の雇用条件の悪化につながらないよう万全を期すること。

三、本事業団の行う汚泥処理業務の実施に当たつては、環境保全対策に万全を期するとともに、地方公共団体の負担の軽減に配慮すること。

右決議する。

審査報告書 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

○議長(木村睦男君) 日程第二 下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

日程第三 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題をいたしました。

四、下水道の機能を保全し、資源の有効利用の推進を図るため、特定施設に対する監督、監視体制を強化し、有害物質の規制の徹底を図るとともに、中小企業の除害施設の設置に関し、助成措置の充実に努めること。

五、高度処理及び汚泥処理に関する技術の開発及び実用化を一層推進するとともに、処理水の再利用及び汚泥の再資源化の促進を図ること。

右決議する。

一、委員会の決定の理由

本法施行に係る所要資金として、昭和六十一年度約五十億七千万円が見込まれている。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

昭和六十一年四月一日

参議院議長 木村 睦男殿 衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿 建設委員長 小山 一平

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

十一号の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

昭和六十一年四月十五日

参議院議長 木村 睦男殿 建設委員長 小山 一平

審査報告書 日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月一日

参議院議長 木村 睦男殿 衆議院議長 坂田 道太

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月一日

参議院議長 木村 睦男殿 衆議院議長 坂田 道太

に必要な事業（前号に規定する事業に該当するものを除く。）を行うもの、当該事業を行ふに要する資金であつて政令で定めるもの

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第二条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、施設又は設備（車両を含む。）の設置又は整備に理事を及び監事の任期は、二年とする。

第十九条第一項第七号中「當むために必要な施設又は設備（車両を含む。）の設置又は整備に當むのに」を「並びに」に改め、「事業」の下に「その他當該事業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要な事業」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条中環境衛生金融公庫法第十二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄振興開発金融公庫法第十二条第一項の改正規定の施行の際現に環境衛生金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

審査報告書

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月十七日

社会労働委員長 岩崎 純三

参議院議長 木村 隆男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢に即応し、中小企業退職金共済制度の一層の充実を図るため、退職金共済契約に係る掛金月額の引上げ、掛金納付月数の通算事由の拡大及び余裕金の運用方法の範囲の拡大を行うとともに、加入促進等のための掛金負担軽減措置を新設する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十一年度一般会計予算において、中小企業退職金共済事業団補助金等の約三十八億九百万円に含め計上され、また、六十一年度労働保険特別会計予算において、約七億千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、中小企業と大企業との間の労働条件格差を縮小する必要があることにかんがみ、中小企業労働者の労働条件改善のための施策を総合的に推進するとともに、本法律の施行に当たつては、高齢化社会における老後保障としての退職金制度の重要な役割に十分留意しつつ、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、中小企業退職金共済制度の適用拡大を図るために、地方公共団体への協力要請、相談体制の整備等加入促進対策を積極的に推進すること。

二、中小企業退職金共済制度の運用を行うとともに、安全かつ効率的な運用を行うとともに、共済融資制度の一層の改善に努めること。

三、中小企業退職金共済制度の運営に当たつては、関係労使の意見を十分反映し得るよう一層の配慮を行うこと。特に、受益者である労働者の意向が反映できるよう所要の措置を検討すること。

四、特定業種退職金共済制度についても加入促進

策を強化し、掛金月額の改善を図るとともに、共済手帳の交付及び共済証紙の貼付の履行確保に必要な措置を講ずること。また、建設業退職

金共済制度について、給付改善に關し検討するとともに、林業退職金共済制度は、発足後の期間が短いため退職金額が低いこと等にかんがみ、制度の一層の充実を含め、林業労働者の福

祉向上に努めること。

五、今後とも、中小企業退職金共済制度の安定的運営を確保するため、所要の財源措置を講ずること。

六、増大するパートタイマー等の労働条件、生活実態を踏まえ、中小企業退職金共済制度における包括加入の原則に留意し、これらの労働者に対する本制度の適用等について早急に検討を進めること。

七、新制度施行後の本制度の普及状況を的確に把握し、五年目ごとの検討にこだわることなく、適宜本制度の見直しを行うこと。

右決議する。

第十条第二項第二号中「千二百円」を「三千円」に、「その百円」として、掛金の納付があつた月数」を「その超える額を千円」として区分し、当該区分を「その超える額を千円」として区分し、当該区分に係る掛金納付月数」に改める。

第十三条第四項中「の百円」として、掛金の納付があつた月数」を「千円」として区分し、当該区分に係る掛金納付月数」に改める。

第十四条中「場合であつて」を「場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が二十四ヶ月以上であるとき、又は当該区分に係る掛金納付月数に応じ同表」に改める。

第十八条の二 事業団は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをすること及び共済契約者が第九条第一項の掛金月額の増加の申込みをするところを促進するため、労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の月分の掛金の額を減額することができる。

2 前項の規定に基づき掛金の減額の措置が講ぜられる月について、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、第十条第二項、第十三条第四項、第二十条の四及び第九十四条第一項の規定の適用については、前条第一項の掛金月額により掛金の

第五条第一項中「三千円以上二万円以下」を「三千円以上一万六千円以下」に改め、同条第三項中

納付があつたものとみなす。
第二十一条の二第四項中「千二百円」を「三千円」に改める。

第二十一条の三第一項中「百円」を「千円」に改め
る。

第二十二条の四第一項中「に応じ別表第一の第三欄に
定める金額の十二倍に相当する額に、掛金納付月
数に応じ同表の第二欄に定める金額からその第三
欄に定める金額の十一倍の額を減じて得た額を加
算した金額」及び「掛金納付月数」とあるのは「
掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月
数」と削り、「掛金の納付があつた月数」を「
掛金納付月数に応じ別表第一」に、「掛金の納
付があつた月数に過去勤務期間の月数を加えた月
数」を「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加
えた月数に応じ別表第一」に、「四千九百六十円」
を「四万九千六百円」に、「六千八百円」を「六万八
千円」に、「百円で」を「千円で」に改め、同条第二
項第一号中「百円」を「千円」に改め、同条第三項第
二号ロ中「当該共済契約者が中小企業者であつた
期間に係るものに限る。」を「第一項の規定に該
当する被共済者のうち、当該退職金共済契約の解
除の日に退職したとする場合における退職金の額
が同項本文の規定により計算したとき得られる
額になる者にあっては、掛金納付月数に過去勤務
期間の月数を加えた月数」に、「十二倍」を「二倍」
に改める。

第三十七条第一項本文中「役員」を「理事長」に改
め、「四年」の下に「とし、理事及び監事の任期は、
二年」を加える。

第四十六条第二項中「前項に規定する」を「前項
第一号及び第三号に掲げる」に改める。

第五十条に次の「一項を加える。
事業団は、第一項の規定による承認を受けた
財務諸表をその事務所に備えて置かなければな
らない。

第五十三条第一項中「あたつて」を「當たつて」に
改め、同項に次の「一項を加える。
四 被共済者を被保険者とする生命保険（被保

険者の退職を保険金の支払事由とするものに
限る。）の保険料の払込み

第七十四条第二項中「第三十七條」を「第三十七
條第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の「一項を加える。
2 運営委員の任期は、四年とする。ただし、補

欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

第七十八条第一項中「この場合において」の下に
「第五十条第三項中「その事務所」とあるのは「各
事務所」と」を加え、「第五十三条第一項」を「第五十
三条第一項第一号及び第二号」に、「同条第五項」
を「同項第四号中「退職」とあるのは「が第八十二
条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定によ
り適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当する
こと」と、同条第五項」に改める。

第八十三条の二を第八十三条の三とし、第八十
三条の次に次の「一項を加える。
(加入促進等のための掛金負担軽減措置)

第八十三条の二 組合は、特定業種に属する事業
を営む中小企業者が特定業種退職金共済契約の
申込みをすることの促進その他この章の規定に
よる中小企業退職金共済事業の円滑な実施を図
るため、労働省令で定めるところにより、共済
契約者の掛金に係る負担を軽減する措置とし
て、一定の日分の掛金の納付を免除することが
できる。

2 前項の規定に基づき掛金の納付の免除の措置
が講ぜられた日のある被共済者について、第八
十二条第一項の規定による月数への換算、次条
第一項の規定により繰り入れるべき金額の算定
又は第九十四条第四項の規定により引き渡すべ
き金額の算定をするときは、当該日について
は、掛金の納付があつたものとみなす。
第九十五条中「経費」を「費用」に改め、同条第一
号を次のように改める。

一 第十八条の二第一項及び第八十三条の二第
一項の規定に基づく措置に要する費用

別表第一から別表第三までを次のように改め
る。

月 数	金 額
一月	一、〇〇〇円
二月	一、〇〇〇円
三月	二、〇〇〇円
四月	三、〇〇〇円
五月	四、〇〇〇円
六月	五、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円
八月	七、〇〇〇円
九月	八、〇〇〇円
一〇月	九、〇〇〇円
一一月	一〇、〇〇〇円
一二月	一一、〇〇〇円
一三月	一二、〇〇〇円
一四月	一三、〇〇〇円
一五月	一四、〇〇〇円
一六月	一五、〇〇〇円
一七月	一六、〇〇〇円
一八月	一七、〇〇〇円
一九月	一八、〇〇〇円
一〇月	一九、〇〇〇円
一一月	二〇、〇〇〇円
一二月	二一、〇〇〇円
一三月	二二、〇〇〇円
一四月	二三、〇〇〇円
一五月	二四、〇〇〇円
一六月	二五、〇〇〇円
一七月	二六、〇〇〇円
一八月	二七、〇〇〇円
一九月	二八、〇〇〇円
一〇月	二九、〇〇〇円
一一月	三〇、〇〇〇円
一二月	三一、〇〇〇円
一三月	三二、〇〇〇円
一四月	三三、〇〇〇円
一五月	三四、〇〇〇円
一六月	三五、〇〇〇円
一七月	三六、〇〇〇円
一八月	三七、〇〇〇円
一九月	三八、〇〇〇円
一〇月	三九、〇〇〇円
一一月	四〇、〇〇〇円
一二月	四一、〇〇〇円
一三月	四二、〇〇〇円
一四月	四三、〇〇〇円
一五月	四四、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、〇〇〇円
一五月	四五、〇〇〇円
一六月	四五、〇〇〇円
一七月	四五、〇〇〇円
一八月	四五、〇〇〇円
一九月	四五、〇〇〇円
一〇月	四五、〇〇〇円
一一月	四五、〇〇〇円
一二月	四五、〇〇〇円
一三月	四五、〇〇〇円
一四月	四五、

二五月	七五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	五一月	一七一、七六〇円	五六、四〇〇円	五五、三〇〇円
二六月	七八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	五二月	一七七、三六〇円	五七、九〇〇円	五六、七〇〇円
二七月	八一、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	五三月	一八一、九五〇円	五九、四〇〇円	五八、二〇〇円
二八月	八四、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	五四月	一八六、五五〇円	六〇、九〇〇円	五九、七〇〇円
二九月	八七、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	五五月	一九〇、八三〇円	六一、三〇〇円	六一、一〇〇円
三〇月	九〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	五六月	一九五、一一〇円	六三、七〇〇円	六一、四〇〇円
三一月	九六、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	三一、〇〇〇円	五七月	一九九、四一〇円	六五、一〇〇円	六三、八〇〇円
三二月	九三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	五八月	二〇三、七〇〇円	六六、五〇〇円	六五、二〇〇円
三三月	九九、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	五九月	二〇七、九九〇円	六七、九〇〇円	六六、五〇〇円
三四月	一〇一、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇月	二一一、二八〇円	六九、三〇〇円	六七、九〇〇円
三五月	一〇五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	六一月	二一六、五七〇円	七〇、七〇〇円	六九、三〇〇円
三六月	一一〇、二七〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	六二月	二二〇、八五〇円	七一、一〇〇円	七〇、七〇〇円
三七月	一一三、三四〇円	三七、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	六三月	二二五、一四〇円	七三、五〇〇円	七一、〇〇〇円
三八月	一一六、四〇〇円	三八、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	六四月	二二九、四三〇円	七四、九〇〇円	七三、四〇〇円
三九月	一二九、四六〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	六五月	二三三、七一〇円	七六、三〇〇円	七四、八〇〇円
四〇月	一二三、五三〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	六六月	二三八、〇一〇円	七七、七〇〇円	七六、一〇〇円
四一月	一二五、五九〇円	四一、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	六七月	二四二、九一〇円	七九、三〇〇円	七七、七〇〇円
四二月	一二八、六五〇円	四二、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	六八月	二四七、八一〇円	八〇、九〇〇円	七九、三〇〇円
四三月	一三三、五五〇円	四三、六〇〇円	四三、六〇〇円	六九月	二五一、七一〇円	八一、五〇〇円	八〇、九〇〇円
四四月	一三八、四五〇円	四五、二〇〇円	四五、二〇〇円	七月	二五七、六一〇円	八四、一〇〇円	八二、四〇〇円
四五月	一四三、三六〇円	四六、八〇〇円	四五、九〇〇円	七月	二六一、五一〇円	八五、七〇〇円	八四、〇〇〇円
四六月	一四八、二六〇円	四八、四〇〇円	四七、四〇〇円	七月	二六七、六一〇円	八七、三〇〇円	八五、六〇〇円
四七月	一五三、一六〇円	五〇、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	七月	二六七、六一〇円	八九、〇〇〇円	八七、二〇〇円
四八月	一五八、〇六〇円	五一、六〇〇円	五〇、六〇〇円	七月	二七七、八三〇円	九〇、七〇〇円	八八、九〇〇円
四九月	一六一、九六〇円	五一、一〇〇円	五一、一〇〇円	七月	二八三、〇四〇円	九一、四〇〇円	九〇、六〇〇円
五〇月	一六七、八六〇円	五四、八〇〇円	五四、八〇〇円	七六月	二八八、二四〇円	九四、一〇〇円	九二、二〇〇円

官 報 (号 外)

8

七七月	二九三、四五〇円	九五、八〇〇円	九三、九〇〇円
七八月	二九八、六六〇円	九七、五〇〇円	九五、六〇〇円
七月九	三〇四、一七〇円	九九、三〇〇円	九七、三〇〇円
八〇月	三〇九、六九〇円	一〇一、一〇〇円	九九、一〇〇円
八一月	三一五、二〇〇円	一〇一、九〇〇円	一〇〇、八〇〇円
八二月	三一〇、七一〇円	一〇四、七〇〇円	一〇一、六〇〇円
八三月	三一六、二三〇円	一〇六、五〇〇円	一〇四、四〇〇円
八四月	三一七、七四〇円	一〇八、三〇〇円	一〇六、二〇〇円
八五月	三三七、二五〇円	一一〇、一〇〇円	一〇七、九〇〇円
八六月	三四一、七七〇円	一一一、九〇〇円	一〇九、七〇〇円
八七月	三四八、二八〇円	一一三、七〇〇円	一一一、四〇〇円
八八月	三五三、七九〇円	一一五、五〇〇円	一一三、二〇〇円
八九月	三五九、三一〇円	一一七、三〇〇円	一一五、〇〇〇円
九〇月	三六四、八二〇円	一一九、一〇〇円	一一六、七〇〇円
九一月	三七〇、九五〇円	一一一、一〇〇円	一一八、七〇〇円
九二月	三七七、〇七〇円	一一三、一〇〇円	一一〇、六〇〇円
九三月	三八三、一一〇円	一一五、一〇〇円	一一一、六〇〇円
九四月	三八九、三三〇円	一一七、一〇〇円	一二四、六〇〇円
九五月	三九五、四五〇円	一一九、一〇〇円	一二六、五〇〇円
九六月	四〇一、五八〇円	一一一、一〇〇円	一二八、五〇〇円
九七月	四〇七、七一〇円	一一三、一〇〇円	一二〇、四〇〇円
九八月	四一三、八三〇円	一一五、一〇〇円	一二一、四〇〇円
九九月	四一九、九六〇円	一一七、一〇〇円	一二四、四〇〇円
一〇〇月	四二六、〇九〇円	一一九、一〇〇円	一二六、三〇〇円
一〇一月	四三二、五一〇円	一三一、一〇〇円	一三八、四〇〇円
一〇二月	四三八、九五〇円	一四三、三〇〇円	一四〇、四〇〇円

一〇三月	四四五、六九〇円	一四五、五〇〇円	一四一、六〇〇円
一〇四月	四五二、四三〇円	一四七、七〇〇円	一四四、七〇〇円
一〇五月	四五九、一七〇円	一四九、九〇〇円	一四六、九〇〇円
一〇六月	四六五、九一〇円	一五一、一〇〇円	一四九、一〇〇円
一〇七月	四七一、六五〇円	一五四、三〇〇円	一五一、二〇〇円
一〇八月	四七九、三八〇円	一五六、五〇〇円	一五三、四〇〇円
一〇九月	四八六、一一〇円	一五八、七〇〇円	一五五、五〇〇円
一〇十月	四九二、八六〇円	一六〇、九〇〇円	一五七、七〇〇円
一〇十一月	四九九、六〇〇円	一六三、一〇〇円	一五九、八〇〇円
一〇一二月	五〇六、三四〇円	一六五、三〇〇円	一六二、〇〇〇円
一〇一月	五〇六、三〇〇円	一六〇、九〇〇円	一六六、三〇〇円
一〇四月	五一九、八一〇円	一六九、七〇〇円	一六八、五〇〇円
一〇五月	五二六、五六〇円	一七一、九〇〇円	一七一、八〇〇円
一〇六月	五三三、三〇〇円	一七四、一〇〇円	一七〇、六〇〇円
一〇七月	五四〇、〇三〇円	一七六、三〇〇円	一七一、八〇〇円
一〇八月	五四六、七七〇円	一七八、五〇〇円	一七四、九〇〇円
一〇九月	五五三、五一〇円	一八〇、七〇〇円	一七七、一〇〇円
一〇一〇月	五七三、〇九〇円	一八一、九〇〇円	一七九、二〇〇円
一〇一一月	五七九、九八〇円	一八五、一〇〇円	一八一、四〇〇円
一〇一二月	五八六、八七〇円	一八七、三〇〇円	一八三、六〇〇円
一〇一月	五九三、七七〇円	一八九、五〇〇円	一八五、七〇〇円
一〇四月	六〇〇、六六〇円	一九一、七〇〇円	一八七、九〇〇円
一〇五月	六〇七、五五〇円	一九三、九〇〇円	一九〇、〇〇〇円
一〇六月	六一四、四五〇円	一九六、一〇〇円	一九二、二〇〇円
一〇七月	六二一、三四〇円	一九八、三〇〇円	一九四、三〇〇円
一〇八月	六二八、二三〇円	二〇〇、五〇〇円	一九六、五〇〇円

官 報 (号外)

一二九月	六三五、一三〇円	一一〇、七〇〇円	一九八、六〇〇円
一〇〇月	六四二、〇一〇円	一一〇、九〇〇円	一〇〇、八〇〇円
一一一月	六四八、九一〇円	一一〇、一〇〇円	一一〇、〇〇〇円
一一二月	六五五、八一〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、一〇〇円
一一三月	六六三、〇一〇円	一一一、六〇〇円	一一〇、四〇〇円
一一四月	六七〇、一一〇円	一一一、九〇〇円	一一〇、六〇〇円
一一五月	六七七、四三〇円	一一六、二〇〇円	一一一、九〇〇円
一一六月	六八四、六三〇円	一一八、五〇〇円	一一四、一〇〇円
一一七月	六九一、八四〇円	一一〇、八〇〇円	一一六、四〇〇円
一一八月	六九九、〇五〇円	一一一、一〇〇円	一一八、六〇〇円
一一九月	七〇六、二五〇円	一一五、四〇〇円	一一〇、九〇〇円
一一〇月	七一三、四六〇円	一一七、七〇〇円	一一三、一〇〇円
一一一月	七一〇、六七〇円	一一〇、〇〇〇円	一一五、四〇〇円
一一二月	七二七、八七〇円	一一一、三〇〇円	一二七、七〇〇円
一一三月	七三五、〇八〇円	一一四、六〇〇円	一二九、九〇〇円
一一四月	七四二、二九〇円	一一六、九〇〇円	一二七、二〇〇円
一一五月	七四九、四九〇円	一一九、二〇〇円	一二四、四〇〇円
一一六月	七五六、七〇〇円	一二一、五〇〇円	一二六、七〇〇円
一一七月	七六三、九一〇円	一二三、八〇〇円	一二八、九〇〇円
一一八月	七七一、二一〇円	一二六、一〇〇円	一二一、二〇〇円
一一九月	七八八、三一〇円	一二八、四〇〇円	一二三、四〇〇円
一一〇月	七八五、五三〇円	一二九、七〇〇円	一二五、七〇〇円
一一一月	七九四、三〇〇円	一二五、五〇〇円	一二八、四〇〇円
一一二月	八〇三、〇七〇円	一二六、三〇〇円	一二一、二〇〇円
一一三月	八一、八五〇円	一二九、一〇〇円	一二三、九〇〇円
一一四月	八一〇、六二〇円	二六一、九〇〇円	二五六、七〇〇円

一五月	八二九、三九〇円	一六四、七〇〇円	一五九、四〇〇円
一五六月	八三八、一七〇円	一六七、五〇〇円	一六一、二〇〇円
一五七月	八四六、九四〇円	一七〇、三〇〇円	一六四、九〇〇円
一五八月	八五五、七一〇円	一七三、一〇〇円	一六七、六〇〇円
一五九月	八六四、四九〇円	一七五、九〇〇円	一七〇、四〇〇円
一六〇月	八七三、二六〇円	一七八、七〇〇円	一七二、一〇〇円
一六一月	八九〇、八一〇円	二八四、三〇〇円	二七八、六〇〇円
一六二月	八九〇、八一〇円	二八七、一〇〇円	二八一、四〇〇円
一六三月	八九九、五八〇円	二九〇、五〇〇円	二八九、六〇〇円
一六四月	九〇八、三五〇円	二九九、九〇〇円	二八四、一〇〇円
一六五月	九一七、一三〇円	二九二、七〇〇円	二八六、八〇〇円
一六六月	九二五、九〇〇円	二九五、五〇〇円	二八九、六〇〇円
一六七月	九三四、六七〇円	二九八、三〇〇円	二九二、三〇〇円
一六八月	九四三、四五〇円	三〇一、一〇〇円	二九五、一〇〇円
一六九月	九五一、二二〇円	三〇三、九〇〇円	二九七、八〇〇円
一七〇月	九六〇、九九〇円	三〇六、七〇〇円	三〇〇、六〇〇円
一七一月	九六九、七七〇円	三〇九、五〇〇円	三〇三、三〇〇円
一七二月	九七八、五四〇円	三一一、三〇〇円	三〇六、一〇〇円
一七三月	九八七、三一〇円	三一五、一〇〇円	三〇八、八〇〇円
一七四月	九九六、〇九〇円	三一七、九〇〇円	三一一、五〇〇円
一七五月	一〇〇四、八六〇円	三一〇、七〇〇円	三一四、三〇〇円
一七六月	一〇一三、大三〇円	三一三、五〇〇円	三一七、〇〇〇円
一七七月	一〇一、四一〇円	三一六、三〇〇円	三一九、八〇〇円
一七八月	一〇三一、一八〇円	三一九、一〇〇円	三一一、五〇〇円
一七九月	一〇三九、九五〇円	三一一、九〇〇円	三一五、三〇〇円
一八〇月	一〇四八、七三〇円	三一四、七〇〇円	三一八、〇〇〇円

一八一月	一、〇五七、五〇〇円	三三三七、五〇〇円	三三三〇、八〇〇円
一八二月	一、〇六六、二七〇円	三四〇、三〇〇円	三三三三、五〇〇円
一八三月	一、〇七五、〇五〇円	三四三、一〇〇円	三三六、二〇〇円
一八四月	一、〇八四、一三〇円	三四六、〇〇〇円	三三九、一〇〇円
一八五月	一、〇九三、一一〇円	三四八、九〇〇円	三四一、九〇〇円
一八六月	一、一〇一、三一〇円	三五一、八〇〇円	三四四、八〇〇円
一八七月	一、一一一、三九〇円	三五四、七〇〇円	三四七、六〇〇円
一八八月	一、一一〇、四八〇円	三五七、六〇〇円	三五〇、四〇〇円
一九〇月	一、一三八、大五〇円	三六三、四〇〇円	三五六、一〇〇円
一九一月	一、一二九、五七〇円	三六〇、五〇〇円	三五三、三〇〇円
一九二月	一、一四七、七四〇円	三六六、三〇〇円	三五九、〇〇〇円
一九三月	一、一五六、八三〇円	三六九、一〇〇円	三六一、八〇〇円
一九四月	一、一六六、二三〇円	三七一、一〇〇円	三六四、八〇〇円
一九五月	一、一七八、〇三〇円	三七八、一〇〇円	三七〇、六〇〇円
一九六月	一、一九四、四三〇円	三八一、一〇〇円	三七三、六〇〇円
一九七月	一、二一〇、八三〇円	三八四、一〇〇円	三七六、五〇〇円
一九八月	一、二一三、二三〇円	三八七、一〇〇円	三七九、五〇〇円
一九九月	一、二一六、六三〇円	三九〇、一〇〇円	三八二、四〇〇円
一九〇〇月	一、二二一、三四〇円	三九三、一〇〇円	三八五、四〇〇円
一九〇一月	一、二二四、〇五〇円	三九六、四〇〇円	三八八、五〇〇円
一九〇二月	一、二五一、七七〇円	三九九、五〇〇円	三九一、五〇〇円
一九〇三月	一、二六一、四八〇円	四〇一、六〇〇円	三九四、五〇〇円
一九〇四月	一、二七一、一九〇円	四〇五、七〇〇円	三九七、六〇〇円
一九〇五月	一、二八〇、九一〇円	四〇八、八〇〇円	四〇〇、六〇〇円
一九〇六月	一、二九〇、九三〇円	四一一、〇〇〇円	四〇三、八〇〇円

一〇七月	一、三〇〇、九六〇円	四一五、二〇〇円	四〇六、九〇〇円
一〇八月	一、三一〇、九九〇円	四一八、四〇〇円	四一〇、〇〇〇円
一〇九月	一、三一一、〇一〇円	四一一、六〇〇円	四一三、二〇〇円
一〇十月	一、三一一、〇四〇円	四一四、八〇〇円	四一六、三〇〇円
一〇十一月	一、三一、〇七〇円	四一八、〇〇〇円	四一九、四〇〇円
一〇一二月	一、三五、一〇〇円	四二一、三〇〇円	四二二、七〇〇円
一〇一月	一、三六一、七五〇円	四二四、二〇〇円	四三三、四〇〇円
一〇三月	一、三七一、〇九〇円	四三七、九〇〇円	四三五、六〇〇円
一〇四月	一、三九一、七七〇円	四四一、二〇〇円	四四八、七〇〇円
一〇五月	一、四〇一、一一〇円	四五四、五〇〇円	四五五、四〇〇円
一〇六月	一、四二一、〇六〇円	四五七、九〇〇円	四五八、七〇〇円
一〇七月	一、四三一、七五〇円	四五九、九〇〇円	四五九、九〇〇円
一〇八月	一、四三一、四五〇円	四五九、一〇〇円	四五九、一〇〇円
一〇九月	一、四三一、一〇〇円	四五九、二〇〇円	四五九、二〇〇円
一〇十月	一、四三一、三〇〇円	四五九、三〇〇円	四五九、三〇〇円
一〇十一月	一、四三一、五〇〇円	四五九、五〇〇円	四五九、五〇〇円
一〇一二月	一、四三一、七〇〇円	四五九、七〇〇円	四五九、七〇〇円
一〇一月	一、四三一、九〇〇円	四五九、九〇〇円	四五九、九〇〇円
一〇三月	一、四三一、一〇〇円	四五九、一〇〇円	四五九、一〇〇円
一〇四月	一、四三一、二〇〇円	四五九、二〇〇円	四五九、二〇〇円
一〇五月	一、四三一、三〇〇円	四五九、三〇〇円	四五九、三〇〇円
一〇六月	一、四三一、四〇〇円	四五九、四〇〇円	四五九、四〇〇円
一〇七月	一、四三一、五〇〇円	四五九、五〇〇円	四五九、五〇〇円
一〇八月	一、四三一、六〇〇円	四五九、六〇〇円	四五九、六〇〇円
一〇九月	一、四三一、七〇〇円	四五九、七〇〇円	四五九、七〇〇円
一〇一月	一、四三一、八〇〇円	四五九、八〇〇円	四五九、八〇〇円
一〇三月	一、四三一、九〇〇円	四五九、九〇〇円	四五九、九〇〇円
一〇四月	一、四三一、九九〇円	四五九、九九〇円	四五九、九九〇円
一〇五月	一、四三一、一〇〇円	四五九、一〇〇円	四五九、一〇〇円
一〇六月	一、四三一、一〇〇円	四五九、一〇〇円	四五九、一〇〇円
一〇七月	一、五六六、〇四〇円	四五九、八〇〇円	四五九、八〇〇円

官 報 (号外)

11

一月三月	一、五七七、三一〇円	五〇三、四〇〇円	四九三、三〇〇円	五九一、二〇〇円
二月四月	一、五八八、六〇〇円	五〇七、〇〇〇円	四九六、九〇〇円	五九五、三〇〇円
三月五月	一、五九九、八八〇円	五一〇、六〇〇円	五〇〇、四〇〇円	五九九、三〇〇円
四月六月	一、六二一、一六〇円	五一四、二〇〇円	五〇三、九〇〇円	六〇三、三〇〇円
五月七月	一、六二二、七五〇円	五一七、九〇〇円	五〇七、五〇〇円	六〇七、四〇〇円
六月八月	一、六三四、三五〇円	五一一、六〇〇円	五一一、二〇〇円	六一、五〇〇円
七月九月	一、六四五、九四〇円	五一五、三〇〇円	五一四、八〇〇円	六一九、八〇〇円
八月〇月	一、六五七、五三〇円	五一九、〇〇〇円	五一八、四〇〇円	六一八、二〇〇円
九月一月	一、六六九、四四〇円	五三一、八〇〇円	五一三、一〇〇円	六一七、一〇〇円
一月二月	一、六八一、三五〇円	五三六、六〇〇円	五一五、九〇〇円	六三六、七〇〇円
二月三月	一、六九三、二五〇円	五四〇、四〇〇円	五一九、六〇〇円	六四五、三〇〇円
三月四月	一、七〇五、一六〇円	五四四、二〇〇円	五一三、三〇〇円	六三六、六〇〇円
四月五月	一、七一七、〇七〇円	五四八、〇〇〇円	五一七、〇〇〇円	六四一、〇〇〇円
五月六月	一、七二八、九七〇円	五五一、八〇〇円	五四〇、八〇〇円	六三二、四〇〇円
六月七月	一、七四一、一九〇円	五五五、七〇〇円	五四四、六〇〇円	六四五、一〇〇円
七月八月	一、七五三、四一〇円	五六九、六〇〇円	五四八、四〇〇円	六四九、四〇〇円
八月九月	一、七六五、六三〇円	五六三、五〇〇円	五四二、二〇〇円	六六一、七〇〇円
九月〇月	一、七七七、八五〇円	五六七、四〇〇円	五六六、一〇〇円	六六七、一〇〇円
十月一月	一、七九〇、〇七〇円	五七一、三〇〇円	五五九、九〇〇円	六六七、一〇〇円
一月二月	一、八〇一、二九〇円	五七五、二〇〇円	五六三、七〇〇円	六六六、八〇〇円
二月三月	一、八一四、八三〇円	五七九、二〇〇円	五六七、六〇〇円	六七一、二〇〇円
三月四月	一、八二七、三六〇円	五八三、二〇〇円	五七一、五〇〇円	六七八、〇〇〇円
四月五月	一、八三九、八九〇円	五八七、二〇〇円	五七五、五〇〇円	六八九、四〇〇円
五月六月	一、八五二、四三〇円	五九一、二〇〇円	五七九、四〇〇円	六八四、四〇〇円
六月七月	一、八六四、九六〇円	五九五、二〇〇円	五八三、三〇〇円	六八八、八〇〇円
七月八月	一、八七七、四九〇円	五九九、二〇〇円	五八七、二〇〇円	六九七、九〇〇円

二月九月	一、八九〇、二四〇円	六〇三、二〇〇円	五九一、二〇〇円
三月〇月	一、九〇三、一九〇円	六〇七、四〇〇円	五九五、三〇〇円
四月一月	一、九一六、〇三〇円	六一、五〇〇円	五九九、三〇〇円
五月二月	一、九二八、八八〇円	六一五、六〇〇円	六〇三、三〇〇円
六月三月	一、九三二、〇四〇円	六一九、八〇〇円	六〇七、四〇〇円
七月四月	一、九五五、二〇〇円	六一四、〇〇〇円	六一、五〇〇円
八月五月	一、九六六、三六〇円	六二八、二〇〇円	六一九、八〇〇円
九月六月	一、九八一、五一〇円	六三一、四〇〇円	六二八、二〇〇円
十月七月	一、九九四、九九〇円	六三六、七〇〇円	六二四、〇〇〇円
十一月八月	一、〇一一、九四〇円	六四五、三〇〇円	六三二、四〇〇円
一二月九月	一、〇二一、九四〇円	六四五、三〇〇円	六三二、四〇〇円
一月〇月	一、〇三五、四一〇円	六四九、六〇〇円	六三六、六〇〇円
二月七月	一、〇四八、八九〇円	六五三、九〇〇円	六四〇、八〇〇円
三月六月	一、〇六一、六七〇円	六五八、三〇〇円	六四五、一〇〇円
四月五月	一、〇七六、四六〇円	六六一、七〇〇円	六四九、四〇〇円
五月六月	一、〇九〇、二五〇円	六六七、一〇〇円	六五三、八〇〇円
六月七月	一、〇九四、〇三〇円	六七一、五〇〇円	六五八、一〇〇円
七月八月	一、一〇四、〇三〇円	六七五、九〇〇円	六六二、四〇〇円
八月九月	一、一一七、八一〇円	六七九、九〇〇円	六六二、四〇〇円
九月〇月	一、一三一、九一〇円	六八〇、四〇〇円	六六六、八〇〇円
一月一月	一、一三一、九一〇円	六八〇、四〇〇円	六六六、八〇〇円
二月二月	一、一四六、〇一〇円	六八四、九〇〇円	六七一、二〇〇円
三月三月	一、一六〇、一一〇円	六八九、四〇〇円	六七八、六〇〇円
四月四月	一、一六〇、一一〇円	六九三、九〇〇円	六八〇、〇〇〇円
五月五月	一、一八八、三一〇円	六九八、四〇〇円	六八四、四〇〇円
六月六月	一、一八八、三一〇円	六九八、四〇〇円	六八八、八〇〇円
七月七月	一、一九一、二一〇円	七〇一、九〇〇円	六九三、四〇〇円
八月八月	一、一九一、二一〇円	七〇七、五〇〇円	六九七、九〇〇円
九月九月	一、一九一、二一〇円	七一、一〇〇円	六九七、九〇〇円

昭和六十一年四月十八日 参議院会議録第十一号 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案外二件

三三八

二八五月	二、一四五、六六〇円	七一六、七〇〇円	七〇一、四〇〇円
二八六月	二、一六〇、三九〇円	七二一、四〇〇円	七〇七、〇〇〇円
二八七月	二、二七五、一一〇円	七二六、一〇〇円	七一、六〇〇円
二八八月	二、二八九、八四〇円	七三〇、八〇〇円	七一六、二〇〇円
二八九月	二、三〇四、五七〇円	七三五、五〇〇円	七二〇、八〇〇円
二九〇月	二、三一九、六一〇円	七四〇、三〇〇円	七二五、五〇〇円
二九一月	二、三三四、六五〇円	七四五、一〇〇円	七三〇、二〇〇円
二九二月	二、三四九、六九〇円	七四九、九〇〇円	七三四、九〇〇円
二九三月	二、三六四、七三〇円	七五四、七〇〇円	七三九、六〇〇円
二九四月	二、三七九、七七〇円	七五九、五〇〇円	七四四、三〇〇円
二九五月	二、三九五、一二〇円	七六四、四〇〇円	七四九、一〇〇円
二九六月	二、四一〇、四七〇円	七六九、三〇〇円	七五三、九〇〇円
二九七月	二、四一五、八三〇円	七七四、二〇〇円	七五八、七〇〇円
二九八月	二、四四一、一八〇円	七七九、一〇〇円	七六三、五〇〇円
二九九月	二、四五六、五三〇円	七八四、〇〇〇円	七六八、三〇〇円
三〇〇月	二、四七二、二〇〇円	七八九、〇〇〇円	七七三、二〇〇円
三〇一月	二、四八七、八七〇円	七九四、〇〇〇円	七七八、二〇〇円
三〇二月	二、五〇三、五三〇円	七九九、〇〇〇円	七八三、〇〇〇円
三〇三月	二、五一九、五一〇円	八〇四、一〇〇円	七八八、〇〇〇円
三〇四月	二、五三五、四九〇円	八〇九、二〇〇円	七九三、〇〇〇円
三〇五月	二、五五一、四七〇円	八一四、三〇〇円	七九八、〇〇〇円
三〇六月	二、五六七、四五〇円	八一九、四〇〇円	八〇三、〇〇〇円
三〇七月	二、五八三、七五〇円	八二四、六〇〇円	八〇八、一〇〇円
三〇八月	二、六〇〇、〇四〇円	八二九、八〇〇円	八一三、二〇〇円
三〇九月	二、六一六、三三〇円	八三五、〇〇〇円	八一八、三〇〇円
三一〇月	二、六三一、六三〇円	八四〇、二〇〇円	八二三、四〇〇円

三一一日	二、六四九、二三〇円	八四五、五〇〇円	八二八、六〇〇円
三一一日	二、六六五、八四〇円	八五〇、八〇〇円	八三三、八〇〇円
三一三月	二、六八二、四五〇円	八五六、一〇〇円	八三九、〇〇〇円
三一四月	二、六九九、〇五〇円	八六一、四〇〇円	八四四、二〇〇円
三一五月	二、七一五、九七〇円	八六六、八〇〇円	八四九、五〇〇円
三一六月	二、七三一、八九〇円	八七一、二〇〇円	八五四、八〇〇円
三一七月	二、七四九、八一〇円	八七七、六〇〇円	八六〇、〇〇〇円
三一八月	二、七六六、七三〇円	八八三、〇〇〇円	八六五、三〇〇円
三一九月	二、七八三、九七〇円	八八八、五〇〇円	八七〇、七〇〇円
三一十月	二、八〇一、二〇〇円	八九四、〇〇〇円	八七六、一〇〇円
三一一月	二、八一八、四三〇円	八九九、五〇〇円	八八一、五〇〇円
三一一月	二、八三五、六七〇円	九〇五、〇〇〇円	八八六、九〇〇円
三一二月	二、八五三、二一〇円	九一〇、六〇〇円	八九二、四〇〇円
三一三月	二、八七〇、七六〇円	九一六、二〇〇円	八九七、九〇〇円
三一四月	二、八八八、三一〇円	九二一、八〇〇円	九〇三、四〇〇円
三一五月	二、九〇六、一七〇円	九二七、五〇〇円	九〇九、〇〇〇円
三一六月	二、九二四、〇三〇円	九三三、二〇〇円	九一四、五〇〇円
三一七月	二、九三九、七五〇円	九四三、六〇〇円	九二五、七〇〇円
三一八月	二、九四一、八九〇円	九三八、九〇〇円	九三〇、一〇〇円
三一九月	二、九五六、〇九〇円	九四五、六〇〇円	九三七、一〇〇円
三一十月	二、九七七、九二〇円	九五〇、四〇〇円	九三一、四〇〇円
三一十一月	二、九九六、〇九〇円	九五六、二〇〇円	九三七、一〇〇円
三一十二月	三、〇一四、二七〇円	九六一、〇〇〇円	九四二、八〇〇円
三一五月	三、〇五〇、九三〇円	九六七、八〇〇円	九四八、四〇〇円
三一六月	三、〇八七、九〇〇円	九七九、六〇〇円	九六〇、〇〇〇円
三一七月	九八五、五〇〇円	九六五、八〇〇円	九六〇、〇〇〇円

官 報 (号外)

三〇七月	三、一〇九、七〇〇円	九九一、五〇〇円	九七一、七〇〇円
三〇八月	三、一一五、五〇〇円	九九七、五〇〇円	九七七、六〇〇円
三〇九月	三、一四四、三〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円	九八三、四〇〇円
三〇十月	三、一六三、四一〇円	一、〇〇九、六〇〇円	九八九、四〇〇円
三〇十一月	三、一八二、五三〇円	一、〇一五、七〇〇円	九九五、四〇〇円
三〇十二月	三、一一〇、六四〇円	一、〇一一、八〇〇円	一、〇〇一、四〇〇円
三一三月	三、一一〇、七五〇円	一、〇一七、九〇〇円	一、〇〇七、三〇〇円
三一四月	三、一四〇、一八〇円	一、〇三四、一〇〇円	一、〇一三、四〇〇円
三一五月	三、一五九、六一〇円	一、〇四〇、三〇〇円	一、〇一九、五〇〇円
三一六月	三、二七九、〇三〇円	一、〇四六、五〇〇円	一、〇一五、六〇〇円
三一七月	三、二九八、四六〇円	一、〇五二、七〇〇円	一、〇三一、六〇〇円
三一八月	三、三一八、二〇〇円	一、〇五九、〇〇〇円	一、〇三七、八〇〇円
三一九月	三、三三七、九四〇円	一、〇六五、三〇〇円	一、〇四四、〇〇〇円
三一〇月	三、三五七、六八〇円	一、〇七一、六〇〇円	一、〇五〇、二〇〇円
三一一日	三、三七七、七三〇円	一、〇七八、〇〇〇円	一、〇五六、四〇〇円
三一二月	三、三九七、七九〇円	一、〇八四、四〇〇円	一、〇六九、一〇〇円
三一三月	三、四一八、一五〇円	一、〇九〇、九〇〇円	一、〇六九、一〇〇円
三一四月	三、四三八、五二〇円	一、〇九七、四〇〇円	一、〇七五、五〇〇円
三一五月	三、四五八、八九〇円	一、一〇三、九〇〇円	一、〇八一、八〇〇円
三一六月	三、四七九、五七〇円	一、一〇九、五〇〇円	一、〇八八、三〇〇円
三一七月	三、五〇〇、二五〇円	一、一一七、一〇〇円	一、〇九四、八〇〇円
三一八月	三、五一〇、九三〇円	一、一一三、七〇〇円	一、一〇一、二〇〇円
三一九月	三、五四一、六一〇円	一、一一〇、三〇〇円	一、一〇七、七〇〇円
三一〇月	三、五六一、六〇〇円	一、一三七、〇〇〇円	一、一一四、三〇〇円
三一一日	三、五八三、五九〇円	一、一四三、七〇〇円	一、一一〇、八〇〇円
三一一二月	三、六〇四、五九〇円	一、一五〇、四〇〇円	一、一二七、四〇〇円

三一三月	三、六一五、八九〇円	一、一五七、一〇〇円	一、一三四、一〇〇円
三一四月	三、六四七、一〇〇円	一、一六四、〇〇〇円	一、一四〇、七〇〇円
三一五月	三、六六六、五一〇円	一、一七〇、八〇〇円	一、一四七、四〇〇円
三一六月	三、六九〇、一三〇円	一、一七七、七〇〇円	一、一五四、一〇〇円
三一七月	三、七一、七五〇円	一、一八四、六〇〇円	一、一六〇、九〇〇円
三一八月	三、七三三、三七〇円	一、一九一、五〇〇円	一、一六七、七〇〇円
三一九月	三、七五五、三〇〇円	一、一九八、五〇〇円	一、一七四、五〇〇円
三一十月	三、七九九、一七〇円	一、二一九、五〇〇円	一、一八八、三〇〇円
三一十一月	三、八二一、四一〇円	一、二一九、六〇〇円	一、一九五、二〇〇円
三一十二月	三、八四三、六六〇円	一、二二六、七〇〇円	一、二〇一、二〇〇円
三一三月	三、八八八、四七〇円	一、二四一、〇〇〇円	一、二一六、二〇〇円
三一四月	三、九一、〇三〇円	一、二四八、二〇〇円	一、二三九、一〇〇円
三一五月	三、九三三、五九〇円	一、二五五、四〇〇円	一、二三〇、三〇〇円
三一六月	三、九五六、四六〇円	一、二六一、七〇〇円	一、二三七、四〇〇円
三一七月	三、九七九、三三〇円	一、二七〇、〇〇〇円	一、二四四、六〇〇円
三一八月	三、九九六、三〇〇円	一、二六一、七〇〇円	一、二五一、八〇〇円
三一九月	三、九九九、一一〇円	一、二七七、三〇〇円	一、二五二、一〇〇円
三一〇月	四、〇〇一、一一〇円	一、二九〇、〇〇〇円	一、二五三、一〇〇円
三一十一月	四、〇一五、三九〇円	一、二八四、七〇〇円	一、二五九、〇〇〇円
三一一二月	四、〇四八、五八〇円	一、二九一、一〇〇円	一、二六六、三〇〇円
三一三月	四、〇七一、〇八〇円	一、二九九、六〇〇円	一、二七三、六〇〇円
三一四月	四、〇九五、五八〇円	一、三〇七、一〇〇円	一、二八一、〇〇〇円
三一五月	四、一一九、〇八〇円	一、三一四、六〇〇円	一、二八八、三〇〇円
三一六月	四、一四一、八九〇円	一、三一九、一〇〇円	一、二九五、八〇〇円
三一七月	四、一六六、七一〇円	一、三一九、八〇〇円	一、三〇三、一〇〇円
三一八月	四、一九〇、八三〇円	一、三一七、五〇〇円	一、三一〇、八〇〇円

昭和六十一年四月十八日 参議院会議録第十一号 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案外二件

三四〇

官 報 (号 外)

三八九月	四、二一四、九六〇円	一、三四五、一〇〇円	一、三一八、三〇〇円
三九〇月	四、二三九、〇九〇円	一、三五一、九〇〇円	一、三一五、八〇〇円
三九一月	四、二六三、五三〇円	一、三六〇、七〇〇円	一、三三三、五〇〇円
三九二月	四、二八七、九七〇円	一、三六八、五〇〇円	一、三四一、一〇〇円
三九三月	四、三一二、四一〇円	一、三七六、三〇〇円	一、三四八、八〇〇円
三九四月	四、三三六、八五〇円	一、三八四、一〇〇円	一、三五六、四〇〇円
三九五月	四、三六一、六〇〇円	一、三九一、〇〇〇円	一、三六四、二〇〇円
三九六月	四、三八六、三五〇円	一、三九九、九〇〇円	一、三七一、九〇〇円
三九七月	四、四一、四二〇円	一、四〇七、九〇〇円	一、三七九、七〇〇円
三九八月	四、四三六、四九〇円	一、四五、九〇〇円	一、三八七、六〇〇円
三九九月	四、四六一、八七〇円	一、四一四、〇〇〇円	一、三九五、五〇〇円
四〇〇月	四、四八七、二五〇円	一、四三一、一〇〇円	一、四〇三、五〇〇円
四〇一月	四、五二一、六三〇円	一、四四〇、一〇〇円	一、四一、四〇〇円
四〇二月	四、五三八、三一〇円	一、四五八、四〇〇円	一、四一九、四〇〇円
四〇三月	四、五六四、〇一〇円	一、四五六、六〇〇円	一、四一七、五〇〇円
四〇四月	四、五九〇、〇一〇円	一、四六四、九〇〇円	一、四三五、六〇〇円
四〇五月	四、六一六、〇三〇円	一、四七三、二〇〇円	一、四四三、七〇〇円
四〇六月	四、六四一、〇三〇円	一、四八一、五〇〇円	一、四五一、九〇〇円
四〇七月	四、六六八、三五〇円	一、四八九、九〇〇円	一、四六〇、一〇〇円
四〇八月	四、六九四、六七〇円	一、四九八、三〇〇円	一、四六八、三〇〇円
四〇九月	四、七二一、三一〇円	一、五〇六、八〇〇円	一、四七六、七〇〇円
四一〇月	四、七四七、九四〇円	一、五一五、三〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
四一一月	四、七八四、五七〇円	一、五一三、八〇〇円	一、四九三、三〇〇円
四一二月	四、八〇一、五二〇円	一、五三一、四〇〇円	一、五〇一、八〇〇円
四一三月	四、八二八、四七〇円	一、五四一、〇〇〇円	一、五一〇、二〇〇円
四一四月	四、八五五、七三〇円	一、五四九、七〇〇円	一、五一八、七〇〇円

四一五月	四、八八二、九九〇円	一、五五八、四〇〇円	一、五二七、二〇〇円
四一六月	四、九一〇、五六〇円	一、五六七、二〇〇円	一、五三五、九〇〇円
四一七月	四、九三八、一三〇円	一、五七六、〇〇〇円	一、五四四、五〇〇円
四一八月	四、九六五、七一〇円	一、五八四、八〇〇円	一、五五三、一〇〇円
四一九月	四、九九三、五九〇円	一、五九三、七〇〇円	一、五六一、八〇〇円
四一十月	五、〇二一、四八〇円	一、六〇一、六〇〇円	一、五七〇、五〇〇円
四一十一月	五、〇四九、六八〇円	一、六一一、六〇〇円	一、五七九、四〇〇円
四一十二月	五、〇七七、八八〇円	一、六一〇、六〇〇円	一、五八八、二〇〇円
四一十三月	五、一〇六、三九〇円	一、六一九、七〇〇円	一、五九七、一〇〇円
四一十四月	五、一三四、九一〇円	一、六三八、八〇〇円	一、六〇六、〇〇〇円
四一十五月	五、一大三、四二〇円	一、六四七、九〇〇円	一、六一四、九〇〇円
四一十六月	五、一九一、二五〇円	一、六五七、一〇〇円	一、六一四、〇〇〇円
四一七月	五、二一一、〇七〇円	一、六六六、三〇〇円	一、六三三、〇〇〇円
四一八月	五、二五〇、二一〇円	一、六七五、六〇〇円	一、六四二、一〇〇円
四一九月	五、二七九、三五〇円	一、六八四、九〇〇円	一、六五一、二〇〇円
四一十月	五、三〇八、八一〇円	一、六九四、三〇〇円	一、六六〇、四〇〇円
四一十一月	五、三三八、二六〇円	一、七〇三、七〇〇円	一、六六九、六〇〇円
四一十二月	五、三六七、七一〇円	一、七三三、一〇〇円	一、六七八、八〇〇円
四一十三月	五、三九七、四八〇円	一、七三三、六〇〇円	一、六八八、一〇〇円
四一十四月	五、四二七、五六〇円	一、七三三、二〇〇円	一、六九七、六〇〇円
四一十五月	五、四五七、六四〇円	一、七四一、八〇〇円	一、七〇七、〇〇〇円
四一十六月	五、四八八、〇三〇円	一、七五一、五〇〇円	一、七一六、五〇〇円
四一七月	五、五一八、四三〇円	一、七六一、一〇〇円	一、七二六、〇〇〇円
四一八月	五、五四八、八二〇円	一、七七〇、九〇〇円	一、七三五、五〇〇円
四一九月	五、五七九、五三〇円	一、七八〇、七〇〇円	一、七四五、一〇〇円
四一〇月	五、六一〇、二二〇円	一、七九〇、五〇〇円	一、七五四、七〇〇円

官報(号外)

15

四四一月	五、六四一、二五〇円	一、八〇〇、四〇〇円	一、七六四、四〇〇円
四四二月	五、六七二、二七〇円	一、八一〇、三〇〇円	一、七七四、一〇〇円
四四三月	五、七〇三、六一〇円	一、八二〇、三〇〇円	一、七八三、九〇〇円
四四四月	五、七三四、九四〇円	一、八三〇、三〇〇円	一、七九三、七〇〇円
四四五月	五、七六六、五九〇円	一、八四〇、四〇〇円	一、八〇三、六〇〇円
四五六月	五、七九八、二三〇円	一、八五〇、五〇〇円	一、八一三、五〇〇円
四四七月	五、八三〇、一九〇円	一、八六〇、七〇〇円	一、八二三、五〇〇円
四四八月	五、八六二、一五〇円	一、八七〇、九〇〇円	一、八三三、五〇〇円
四四九月	五、八九四、四三〇円	一、八八一、二〇〇円	一、八四三、六〇〇円
四五〇月	五、九二六、七〇〇円	一、八九一、五〇〇円	一、八五三、七〇〇円
四五二月	五、九五九、二九〇円	一、九〇一、九〇〇円	一、八六三、九〇〇円
四五三月	六、〇二四、七七〇円	一、九二一、八〇〇円	一、八七四、一〇〇円
四五四月	六、〇五七、六七〇円	一、九三三、三〇〇円	一、八九四、六〇〇円
四五五月	六、〇九〇、八九〇円	一、九四三、九〇〇円	一、九〇五、〇〇〇円
四五六月	六、一二四、一〇〇円	一、九五四、五〇〇円	一、九一五、四〇〇円
四五七月	六、一五七、六三〇円	一、九六五、二〇〇円	一、九二五、九〇〇円
四五八月	六、一九一、一五〇円	一、九七五、九〇〇円	一、九三六、四〇〇円
四五九月	六、二三四、九九〇円	一、九八六、七〇〇円	一、九四七、〇〇〇円
四六〇月	六、二五八、八三〇円	一、九九七、五〇〇円	一、九五七、六〇〇円
四六一月	六、二九二、九九〇円	二、〇〇八、四〇〇円	一、九六八、二〇〇円
四六二月	六、三一七、四五〇円	二、〇一九、四〇〇円	一、九七九、〇〇〇円
四六三月	六、三六一、九二〇円	二、〇三〇、四〇〇円	一、九八九、八〇〇円
四六四月	六、三九六、七〇〇円	二、〇四一、五〇〇円	二、〇〇〇、七〇〇円
四六五月	六、四三一、四八〇円	二、〇五二、六〇〇円	二、〇一一、五〇〇円
四六六月	六、四六六、五七〇円	二、〇六三、八〇〇円	二、〇一一、五〇〇円

四六七月	六、五〇一、六七〇円	二、〇七五、〇〇〇円	二、〇三三、五〇〇円
四六八月	六、五三六、七六〇円	二、〇八六、二〇〇円	二、〇四四、五〇〇円
四六九月	六、五七一、一七〇円	二、〇九七、五〇〇円	二、〇五五、六〇〇円
四七〇月	六、六〇七、八九〇円	二、一〇八、九〇〇円	二、〇六六、七〇〇円
四七二月	六、六四三、六一〇円	二、一一〇、三〇〇円	二、〇七七、九〇〇円
四七七月	六、六七九、六四〇円	二、一二一、八〇〇円	二、〇八九、二〇〇円
四七三月	六、七一五、六七〇円	二、一四三、三〇〇円	二、一〇〇、四〇〇円
四七四月	六、七五二、〇一〇円	二、一五四、九〇〇円	二、一一一、八〇〇円
四七五月	六、七八八、六八〇円	二、一六六、六〇〇円	二、一一三、三〇〇円
四七六月	六、八二五、三四〇円	二、一七八、三〇〇円	二、一三四、七〇〇円
四七七月	六、八六一、三一〇円	二、一九〇、一〇〇円	二、一四六、三〇〇円
四七八月	六、八九九、二九〇円	二、二一〇一、九〇〇円	二、一五七、九〇〇円
四七九月	六、九三六、五七〇円	二、二二一、八〇〇円	二、一六九、五〇〇円
四八〇月	六、九七三、八六〇円	二、二二五、七〇〇円	二、一八一、二〇〇円
四八二月	七、〇二一、四六〇円	二、二二七、七〇〇円	二、一九二、九〇〇円
四八三月	七、〇四九、三七〇円	二、二四九、八〇〇円	二、二〇四、八〇〇円
四八四月	七、一二五、五一〇円	二、二二七、一〇〇円	二、二二八、六〇〇円
四八五月	七、一六三、七四〇円	二、二八六、三〇〇円	二、二四〇、六〇〇円
四八六月	七、二〇一、二八〇円	二、二九八、六〇〇円	二、二五二、六〇〇円
四八七月	七、二四一、一三〇円	二、三一、〇〇〇円	二、二六四、八〇〇円
四八八月	七、二七九、九九〇円	二、三三一、〇〇〇円	二、二七六、九〇〇円
四八九月	七、三一九、一五〇円	二、三三五、九〇〇円	二、二八九、二〇〇円
四九〇月	七、三五八、三一〇円	二、三四八、四〇〇円	二、三〇一、四〇〇円
四九二月	七、三九七、八〇〇円	二、三六一、〇〇〇円	二、三三一、八〇〇円
四九三月	七、四三七、二八〇円	二、三七三、六〇〇円	二、三三六、一〇〇円

官報(号外)

四九三月	七、四七七、〇七〇円	一、三八六、三〇〇円	一、三三八、六〇〇円
四九四月	七、五一七、一八〇円	一、三九九、一〇〇円	一、三五一、一〇〇円
四九五月	七、五五七、六〇〇円	一、四一二、〇〇〇円	一、三六三、八〇〇円
四九六月	七、五九八、〇一〇円	一、四一四、九〇〇円	一、三七六、四〇〇円
四九七月	七、六三八、七五〇円	一、四三七、九〇〇円	一、三八九、一〇〇円
四九八月	七、六七九、四九〇円	一、四五〇、九〇〇円	一、四〇一、九〇〇円
四九九月	七、七一〇、五三〇円	一、四六四、〇〇〇円	一、四一四、七〇〇円
五〇〇月	七、七六一、八九〇円	一、四七七、一〇〇円	一、四二七、七〇〇円
五〇一月	七、八〇三、二五〇円	一、四九〇、四〇〇円	一、四四〇、六〇〇円
五〇二月	七、八四四、九三〇円	一、五〇三、七〇〇円	一、四五三、六〇〇円
五〇三月	七、八八六、六〇〇円	一、五一七、〇〇〇円	一、四六六、七〇〇円
五〇四月	七、九二八、五九〇円	一、五三〇、四〇〇円	一、四七九、八〇〇円
五〇五月	七、九七〇、八九〇円	一、五四三、九〇〇円	一、四九三、〇〇〇円
五〇六月	八、〇一三、五〇〇円	一、五五七、五〇〇円	一、五〇六、四〇〇円
五〇七月	八、〇五六、一〇〇円	一、五七一、一〇〇円	一、五一九、七〇〇円
五〇八月	八、〇九九、〇四〇円	一、五八四、八〇〇円	一、五三三、一〇〇円
五〇九月	八、一四一、九七〇円	一、五九八、五〇〇円	一、五四六、五〇〇円
五〇十月	八、一八五、二一〇円	一、六一六、三〇〇円	一、五六〇、一〇〇円
五一十一月	八、二三八、七六〇円	一、六二六、一〇〇円	一、五七三、七〇〇円
五一十二月	八、二七一、六三〇円	一、六四〇、二〇〇円	一、五八七、四〇〇円
五一三月	八、三一六、四九〇円	一、六五四、二〇〇円	一、六〇一、一〇〇円
五一四月	八、三六〇、六七〇円	一、六六八、三〇〇円	一、六一四、九〇〇円
五一五月	八、四〇四、八五〇円	一、六八二、四〇〇円	一、六二八、八〇〇円
五一六月	八、四四九、三五〇円	一、六九六、六〇〇円	一、六四二、七〇〇円
五一七月	八、四九四、一五〇円	一、七一〇、九〇〇円	一、六五六、七〇〇円
五一八月	八、五三九、二七〇円	一、七十五、三〇〇円	一、六七〇、八〇〇円

月数 を超える 五四〇月	九、五五七、二九〇円	九、四八六、七九〇円	九、五八六、七五〇円	九、五八六、七五〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇五九、六〇〇円	三、〇五九、六〇〇円	三、〇五九、六〇〇円
月に、五五八〇円、 五四〇月、を超える 一四〇円	九、五三六、六一〇円	九、四三七、二九〇円	九、五八六、七五〇円	九、五八六、七五〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇五一、九〇〇円	三、〇五一、九〇〇円	三、〇五一、九〇〇円
月に、五五九〇円、 五四〇月、を超える 一六〇円	九、五二五、六二〇円	九、四二六、七九〇円	九、五二五、六二〇円	九、五二五、六二〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇四三、六〇〇円	三、〇四三、六〇〇円	三、〇四三、六〇〇円
月に、五九〇円、 五四〇月、を超える 一七〇円	九、五一四、六三〇円	九、四一七、二九〇円	九、五一四、六三〇円	九、五一四、六三〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇三七、七〇〇円	三、〇三七、七〇〇円	三、〇三七、七〇〇円
月に、五九九〇円、 五四〇月、を超える 一八〇円	九、五〇三、六四〇円	九、三八七、七一〇円	九、五〇三、六四〇円	九、五〇三、六四〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇二九、八〇〇円	三、〇二九、八〇〇円	三、〇二九、八〇〇円
月に、五九九〇円、 五四〇月、を超える 一九〇円	九、四九二、六五〇円	九、三七七、七一〇円	九、四九二、六五〇円	九、四九二、六五〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇一九、九〇〇円	三、〇一九、九〇〇円	三、〇一九、九〇〇円
月に、五九九〇円、 五四〇月、を超える 一九〇円	九、四八一、六六〇円	九、三六七、七一〇円	九、四八一、六六〇円	九、四八一、六六〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇一八、九〇〇円	三、〇一八、九〇〇円	三、〇一八、九〇〇円
月に、五九九〇円、 五四〇月、を超える 一九〇円	九、四七〇、六七〇円	九、三五七、七一〇円	九、四七〇、六七〇円	九、四七〇、六七〇円
	三、五〇五、九〇〇円	三、〇一七、九〇〇円	三、〇一七、九〇〇円	三、〇一七、九〇〇円

別表第一(第二十一条の三関係)

年数	金額
一年	一、四五〇円
二年	一、四五〇円
三年	一、五五〇円
四年	一、六〇〇円
五年	一、六五〇円
六年	二、〇五〇円
七年	二、四五〇円
八年	二、八五〇円
九年	二、三〇〇円
一〇年	三、七五〇円

別表第三(第二十一条の四関係)

月数	金額
四二月	四三、一〇〇円
四三月	四四、四〇〇円
四五月	四五、七〇〇円
四六月	四七、〇〇〇円
四七月	四八、三〇〇円
四八月	四九、六〇〇円
四九月	五一、〇〇〇円
五〇月	五一、三〇〇円
五一月	五三、七〇〇円
五二月	五五、一〇〇円
五三月	五六、七〇〇円
五四月	五八、二〇〇円

2 中小企業退職金共済事業団は、前項に規定する退職金共済契約に係る共済契約からの掛金額の減少の申込みについては、新法第九条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する期間中は、新法第八条第三項各号に掲げる場合にお

3 この法律の施行の際現に掛金月額が三千円未満である退職金共済契約に関する改正後の中小企業退職金共済法(以下「新法」という。)第四条第一項及び第三項の規定の適用については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は、同条第一項中「三千円」とあるのは「千二百円」と、同条第三項中「三千円」とあるのは「一千五百円を超えて二千円未満であるときは二百円に整数を乗じて得た額、二千円を超えて三千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額、三千円」とする。

4 この法律の施行の際現に掛金月額が三千円未満であるもの(第三項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円未満であるもの(第三項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

5 第三項認定契約のうち、第三項において準用する第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるもの(第三項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円である退職金共済契約については、新法第四条第三項の規定にかかわらず、第一項に規定する期間中は、その掛け金月額を当該三千五百円又は四千五百円とすることができ

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規定及び第七十八条第一項の改正規定(「この場合において」の下に加える部分を除く。)並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(掛金月額に関する経過措置)

3 前二項の規定は、第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了後ににおける掛金月額を三千円以上に増加させることが著しく困難であると労働大臣が認定したもの(以下この条において「第三項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働大臣が認定したもの(以下この条において「第七項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛金月額に準用する。この場合において、同項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過する日までの間は」とあるのは、「労働省令で定める日までの間は」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるもの(第七項認定契約を除く。)に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

5 第三項認定契約のうち、第七項において準用する第六項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

6 第七項認定契約のうち、第七項において準用する第六項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

7 前項の規定は、同項に規定する退職金共済契約のうち、第一項に規定する期間の満了後における掛金月額の減少の申込みについては、この限りでない。

8 が当該三千五百円又は四千五百円以外の額に変更された日以後においては、この限りでない。

9 前項の規定は、同項に規定する退職金共済契約のうち、第一項に規定する期間の満了後における掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円を超える額に増加させることが著しく困難であり、かつ、当該共済契約者が当該期間の満了後においてもなおその掛け金月額を当該三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働大臣が認定したもの(以下この条において「第七項認定契約」という。)に係る当該期間の満了後における掛け金月額を当該三千五百円又は四千五百円を超える額に増加させることが著しく困難である。

10 第三項及び第七項の規定による認定に關し必要な事項は、労働省令で定める。

11 船員法(昭和二十一年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に關しては、第三項及び第七項中「労働大臣」と

あるのは「運輸大臣」と、第三項において準用する第一項、第七項において準用する第六項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

(退職金等に関する経過措置)

第三条 新法第十条第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

2 新法第十三条第四項及び第二十二条の四第三項の規定は、施行日以後に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給について適用し、施行日前に退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の支給については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者で施行日以後に退職したもの（以下「継続被共済者」という。）のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者に係る退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかる退職金の額により計算して得た金額の合算額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、退職が死亡による場合であつて当該合算額が納付された掛け金の総額に満たないときにおける退職金の額は、納付された掛け金の総額に相当する額とする。

2 施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者で施行日以後に退職したもの（以下「継続被共済者」という。）のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者に係る退職金の額については、当該イ又はロに定める額を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛け金付月数に応じ同表の第四欄（イ 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同日前における掛け金月額の最高額を超える掛け金月額が同日以後にあるとき。 当該最高額を超える額 ロ 退職金共済契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛け金月額を超える掛け金月額があるとき。 当該効力を生じた日における掛け金月額を超える額）を適用する。

去勤務掛金が納付されたことのないものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に関する新法第十三条第四項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは「百円」と、「退職金共済契約の効力が生じた日における掛け金月額を超える掛け金月額があるとき」とある新法別表第一の第一欄に定める金額か

らその第三欄に定める金額の三倍の額を減じて得た金額の十二分の一の金額に、その第三欄に定める金額の十分の一の金額を加算した金額

るのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第号）附則第四条第一項第二号イ又はロに掲げる場合に該当するとき」と、「その超える額」とあるのは「同号イ又はロに定める額」と、「金額」とあるのは「金額の十分の一の金額」とする。

第五条 過去勤務掛け金が納付されたことのある退職金共済契約の継続被共済者（次項の規定に該当する継続被共済者を除く。）が退職したときににおける退職金の額は、新法第十条第二項並びに第二十二条の四第一項及び第二項の規定にかかるわらず、前条第一項第一号中「掛け金月額」とあるのは「掛け金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛け金納付月数」とあるのは「掛け金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」と、同項第二号中「超える掛け金月額」とあるのは「超える掛け金月額及び過去勤務通算月額」と、「掛け金納付月数に応じ」として、同項本文の規定により計算した場合に得られる額とする。

ただし、当該計算した場合に得られる額が、同項本文の規定により計算して得た額（退職が死亡による場合であつて、当該計算して得た額が納付された掛け金の総額）に納付された過去勤務掛け金の総額（過去勤務掛け金の納付があつた月数が四十八月であるときは四千九百六十円に、過去勤務掛け金の納付があつた月数が六十月であるときは六千八百円に、過去勤務掛け金の額を百円で除して得た数を乗じて得た額）を加算した額に満たないときは、当該加算した額とする。

3 施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛け金が納付されたことのあるものが施行日以後に解除されたときにおける解約手当金の支給に関する新法第十三条第四項の規定の適用については、同項第二号イ中「第一項の規定に該当する被共済者」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第号。以下「昭和六十一年改正過去勤務掛け金が納付された」とある退職金

法」という。附則第五条第一項の規定に該当する継続被共済者と、「前項の規定に該当する被共済者」とあるのは「同項第二項の規定に該当する継続被共済者」と、「同項第二号」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する前項第二号」と、同号ロ中「掛金納付月数（第一項の規定に該当する被共済者）とあるのは「掛金月額（千二百円）を超える掛金月額にあつては、一千二百円を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る掛金納付月数に応じ（昭和六十一年改正法附則第五条第一項の規定に該当する継続被共済者）と、「にあつては、」とあるのは「にあつては、掛金月額及び過去勤務通算月額（千二百円を超える掛金月額）を百円ごとに区分し、当該区分ごとに、当該区分に係る」と、「月数に応じ」とあるのは「月数に応じ」と、「得た金額」とあるのは「得た金額の十二分の一の金額の合算額（その金額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）」とする。

第六条 新法第十八条の二第一項の規定に基づき、共済契約者が同項の規定に基づき減額された額により掛金を納付した場合には、前二条の規定の適用については、新法第十八条第一項の掛金月額により掛金の納付があつたものとみなす。（掛金納付月数の通算に関する経過措置）

第七条 新法第十四条の規定は、被共済者が昭和五十九年十二月一日以後に退職し、施行日以後再び被共済者となつた場合について適用し、被共済者が同月一日前に退職した場合又は被共済

者が同日以後退職し、施行日前に再び被共済者となつた場合については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前（役員の任期に関する経過措置）

第九条 施行日前に退職した者に係る退職金の支給に要する費用に関する国の補助については、新法第九十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるものは、いか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岩崎純三君登壇、拍手〕
○岩崎純三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。
まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の内容は、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額を引き上げることであります。

次に、環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金

融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、新たな場合については、なお従前の例によることによる。

第八条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができる

ことによる。（役員の任期に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前（役員の任期に関する経過措置）

第十条 附則第二条から前条までに定めるものは、いか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岩崎純三君登壇、拍手〕
○岩崎純三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

業退職金共済事業団は、一定の範囲で掛金を減額することができ、特定業種退職金共済組合は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができる

ことによる。（役員の任期に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前（役員の任期に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前（役員の任期に関する経過措置）

第十条 附則第二条から前条までに定めるものは、いか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岩崎純三君登壇、拍手〕
○岩崎純三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととすること等です。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所定の範囲で掛金の納付を免除することができる

こととすること。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大すること。第五に、中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であります。

委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、本制度への加入促進対策、パートタイ

ム労働者等への制度の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によっています。

質疑を終了し、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、自由民主党・自由国民会議を代表して佐々木理事より施行期日等に関する修正案が提出されました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法案について修正議決すべきものと決しました。

したところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたしました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

業退職金共済事業団は、一定の範囲で掛金を減額することができ、特定業種退職金共済組合は、一定の範囲で掛金の納付を免除することができる

ことによる。（役員の任期に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前（役員の任期に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団又は特定業種退職金共済組合の理事又は監事である者の任期については、なお従前（役員の任期に関する経過措置）

第十条 附則第二条から前条までに定めるものは、いか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔岩崎純三君登壇、拍手〕
○岩崎純三君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の結果並びに結果を御報告申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととすること等です。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所定の範囲で掛金の納付を免除することができる

こととすること。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大すること。第五に、中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であります。

委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、本制度への加入促進対策、パートタイ

ム労働者等への制度の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によっています。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法案について修正議決すべきものと決しました。

したところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたしました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととすること等です。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所定の範囲で掛金の納付を免除することができる

こととすること。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大すること。第五に、中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であります。

委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、本制度への加入促進対策、パートタイ

ム労働者等への制度の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によっています。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法案について修正議決すべきものと決しました。

したところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたしました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

融公庫法の一部を改正する法律案の主な内容は、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において、新たに、環境衛生関係営業者の営業等に要する運転資金の貸し付けを行うこととすること等です。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審議を進め、児童扶養手当の引き上げ幅と所定の範囲で掛金の納付を免除することができる

こととすること。第四に、余裕金の運用方法の範囲を拡大すること。第五に、中小企業退職金共済事業団等が行う掛金負担軽減措置に要する費用を国が補助することとし、退職金給付に対する国庫補助は廃止すること等であります。

委員会におきましては、企業規模別の退職金制度の格差、本制度への加入促進対策、パートタイ

ム労働者等への制度の適用等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によっています。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法案について修正議決すべきものと決しました。

したところ、討論はなく、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたしました。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

本法律案の委員長報告は修正議決報告でございました。

改善を加える等恩給受給者に対する処遇の充実を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお別紙の附帯決議を行つた。

本法律施行に要する経費として、約四百一十九億円が昭和六十一年度一般会計予算に計上さ
れている。

附帶決議

17 DECEMBER

恩給の改定実施時期について、現職公務員と給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料の給付水準については、さらにその実質的改善を図ること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限

を撤廃すること。
一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の
件について再検討を加え適切な措置を講ずる」
と。

一、恩給欠格者等の処遇について検討すること。
二、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に
係る戦後処理の未解決の諸問題については、人
道的見地に立つて速やかに検討すること。
三、旧満洲国軍内の日本人軍官の処遇問題につい
て検討すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

よつて國会法第八十三條によつて送付する。

昭和六十一年三月二十六日

參議院議長 木村 隆男殿 衆議院議長 坂田 道太

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一

第五十八条ノ四第一項中「百六十一万円」を

「十萬円」に改める。

「十六万八千円」に、「五万四百円」を「五万四千

改める。

第七十五条第一項中五万四百円を五万四千円に改める。

別表第一号表中「四、一四〇、〇〇〇E」を

九三，九五，九七，九九

תְּמִימָנָה וְמִתְּמִימָנָה וְמִתְּמִימָנָה וְמִתְּמִימָנָה וְמִתְּמִימָנָה

111. ОДОБРЕНИЕ ГИМНОА

別表第三号表中「西」五10「〇〇〇弐」を
「西」七四九「〇〇〇弐」を「西」七四11「〇
〇〇〇弐」を「西」九四〇「〇〇〇弐」を「西」一
〇「〇〇〇弐」を「西」三八〇「〇〇〇弐」を
「西」六一〇「〇〇〇弐」を「西」七一〇「〇〇〇弐」
「西」七〇九「〇〇〇弐」を「西」五八〇「〇〇〇弐」
「西」一九一「〇〇〇弐」を「西」六八一「〇
〇〇〇弐」を「西」二七一「〇〇〇弐」を「西」五
一〇「〇〇〇弐」を「西」一〇〇「〇〇〇弐」を「西」
三〇一「〇〇〇弐」を「西」一〇〇「〇〇〇弐」を「西」
八「〇〇〇弐」を「西」一〇〇「〇〇〇弐」を
「西」四一「〇〇〇弐」を「西」〇八六「四
〇〇〇弐」を「西」一〇〇「〇〇〇弐」を「西」一「六
八八「〇〇〇弐」を「西」七七八「八〇〇弐」を
「西」七一〇「〇〇〇弐」を「西」七〇九「〇〇〇弐」
「西」一「〇〇〇弐」を「西」一〇〇「〇〇〇弐」を「西」一「五
八、〇〇〇弐」を「西」一「〇〇〇弐」を「西」一「四
八、「〇〇〇弐」を「西」一「〇〇〇弐」を「西」一「三
七、〇〇〇弐」を「西」一「〇〇〇弐」を「西」一「二
六一「〇〇〇弐」を「西」一「〇〇〇弐」を「西」一「一
七、〇〇〇弐」を「西」一「〇〇〇弐」を「西」一「一
一九「〇〇〇弐」を「西」一「七八、五〇
〇〇〇弐」を「西」一「〇八〇「〇〇〇弐」を「西」一「〇
七「〇〇〇弐」を「西」一「〇九〇「〇〇〇弐」を
「西」一〇八「〇〇〇弐」を「西」一「〇一九「〇〇〇弐」
「西」九六四「〇〇〇弐」を「西」一「〇一五「〇〇〇弐」
「西」一「三三五」「〇〇〇弐」を「西」一「四一五、
〇〇〇弐」を改める。

官報(号外)

附則別表第一(附則第十三条関係)

階級	仮定俸給年額
大將	六、〇六三、二〇〇円
中將	五、四〇三、七〇〇円
少將	四、二九二、八〇〇円
大佐	三、七一、六〇〇円
少佐	三、五五一、五〇〇円
大尉	二、七七五、五〇〇円
中尉	二、三五〇、一〇〇円
少尉	一、四七三、三〇〇円
准士官	一、一一四、四〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、一二四、四〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、一三七、二〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、一〇八、一〇〇円
兵	一、〇一五、五〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、三七四、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、一四九、〇〇〇円」を「一、三一五、〇〇〇円」と、「一、〇〇一、〇〇〇円」を「一、〇五五、〇〇〇円」と、「八〇五、〇〇〇円」を「八四八、〇〇〇円」と、「七一〇、〇〇〇円」を「七五〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
六、〇六三、二〇〇円	六、五一七、九〇〇円
五、四〇三、七〇〇円	五、八一四、一〇〇円
四、二九二、八〇〇円	四、九一〇、二〇〇円
三、七一、六〇〇円	四、二九二、八〇〇円
二、七七五、五〇〇円	四、〇三三、一〇〇円
一、四七三、三〇〇円	三、一一九、一〇〇円
一、一一四、四〇〇円	二、六七七、六〇〇円
一、八六六、六〇〇円	二、一三三、六〇〇円
一、五九八、〇〇〇円	一、八六六、六〇〇円
一、四七三、三〇〇円	一、六八五、八〇〇円
一、一一七、一〇〇円	一、三七二、九〇〇円
一、一〇八、一〇〇円	一、二八八、〇〇〇円
一、〇一五、五〇〇円	一、二一四、七〇〇円

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和六十一年七月分以後、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十条 昭和六十一年七月分の扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百五十五号附則第十二号)附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表中「六〇九、六〇〇円」とあるのは、「五九五、九〇〇円」と、「四五七、二〇〇円」とあるのは、「四四六、九〇〇円」と、「三六五、八〇〇円」とあるのは、「三五七、五〇〇円」と、「三〇四、八〇〇円」とあるのは、「一九八、〇〇〇円」とする。

第十二条 傷病者遺族特別年金については、昭和六十一年七月分以後、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額に改定する。

昭和六十一年七月分以後、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定による恩給年額に關する改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定の適用については、同条第二項中「三十万四千八百円」とあるのは、「二十九万八千円」と、「二十二万八千六百円」とあるのは、「二十二万三千五百円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十一年七月分以後、その年額を、改正後の法律第二百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第二百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第二百五十五号附則第六の下欄に掲げる金額、法律第二百五十五号附則第十三第三項に規

定期する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第二百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第二百五十五号附則第十三第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮

定期俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第二百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第二百五十五号附則別表第八の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職權改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を得たゞに行

う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和六十一年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則第二条第一項又は第十二条第一

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	板 定 債 給 年 額
八四九、六〇〇円	八九四、六〇〇円
八八七、三〇〇円	九三四、三〇〇円
九二六、一〇〇円	九七五、二〇〇円
九六四、四〇〇円	一〇一五、五〇〇円
一〇〇三、五〇〇円	一〇五六、七〇〇円
一〇一七、八〇〇円	一〇八二、三〇〇円
一〇五二、三〇〇円	一〇八、一〇〇円
一〇八〇、〇〇〇円	一三七、二〇〇円
一一九、二〇〇円	一七八、五〇〇円
一五一三、三〇〇円	一一四、四〇〇円
一八四、七〇〇円	一四七、五〇〇円
一二三、二〇〇円	一八八、〇〇〇円
一一一、八〇〇円	三二八、六〇〇円
一一〇四、〇〇〇円	三七二、九〇〇円
三四六、四〇〇円	四一七、五〇〇円
三九九、五〇〇円	四七三、三〇〇円
三四三、〇〇〇円	五〇八、五〇〇円
四七六、二〇〇円	五五三、九〇〇円
五一八、二〇〇円	五九八、〇〇〇円
四三三、〇〇〇円	六八五、八〇〇円
六〇一、七〇〇円	七七六、八〇〇円
六二四、〇〇〇円	七〇九、二〇〇円
六八八、三〇〇円	八六六、六〇〇円
七七三、七〇〇円	九六五、八〇〇円
八六八、一〇〇円	九六五、八〇〇円

一、九一六、四〇〇円	二、〇一六、五〇〇円	四、六七九、一一〇円	四、九一〇、一一〇円
一、九六一、四〇〇円	一、〇六四、九〇〇円	四、七七四、〇〇〇円	五、〇一九、九〇〇円
一、〇一七、八〇〇円	一、一三三、六〇〇円	四、九六一、三〇〇円	五、二一七、八〇〇円
一、〇六六、四〇〇円	一、一七四、一一〇円	五、〇四六、三〇〇円	五、三〇六、一〇〇円
一、一七八、六〇〇円	一、一九一、一〇〇円	五、一三九、一〇〇円	五、四〇三、七〇〇円
一、一三三、八〇〇円	一、三五〇、一〇〇円	五、三〇三、五〇〇円	五、五七六、四〇〇円
一、二九一、〇〇〇円	一、四一、三〇〇円	五、四七三、五〇〇円	五、七八三、三〇〇円
一、四〇三、五〇〇円	一、五一八、五〇〇円	五、五〇六、一〇〇円	五、七五〇、七〇〇円
一、五一六、二〇〇円	一、六四六、九〇〇円	五、五六六、九〇〇円	五、八一四、一〇〇円
一、五四五、四〇〇円	一、六七七、六〇〇円	五、五六七、八〇〇円	五、八四五、〇〇〇円
一、六三八、五〇〇円	一、七七五、五〇〇円	五、六四〇、一〇〇円	五、九一七、三〇〇円
一、七七〇、四〇〇円	一、九一四、一〇〇円	五、七八六、〇〇〇円	六、〇六三、一一〇円
一、九〇一、〇〇〇円	一、〇五一、四〇〇円	五、九三三、一〇〇円	六、二〇九、三〇〇円
一、九八一、九〇〇円	一、一三六、四〇〇円	六、〇〇四、四〇〇円	六、二八一、六〇〇円
一、〇六〇、六〇〇円	一、二一九、一〇〇円	六、〇七八、四〇〇円	六、三五五、六〇〇円
一、二一〇、五〇〇円	一、三八七、一〇〇円		
一、三七六、九〇〇円	一、五五一、五〇〇円		
一、四〇七、五〇〇円	一、五八三、七〇〇円		
一、五二九、二〇〇円	一、七一、六〇〇円		
一、六八二、五〇〇円	一、八七二、七〇〇円		
一、八三五、一〇〇円	四、〇三三、一〇〇円		
一、九八六、七〇〇円	四、一九一、四〇〇円		
四、〇八二、二〇〇円	四、二九一、八〇〇円		
四、一八四、二〇〇円	四、四〇〇、〇〇〇円		
四、三八〇、六〇〇円	四、六〇六、四〇〇円		
四、五七九、一〇〇円	四、八一五、〇〇〇円		

〔鶴長友義君登壇、拍手〕

○鶴長友義君　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額であります。昭和六十年度における公務員給与の改善を基礎として、本年七月分以降、平均五・二%程度

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八四九、六〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇五三を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六、〇七八、四〇〇円を超える場合においては、その年額に一七七、一〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

度増額することとしております。第二は、公務員扶助料の最低保障額及び傷病恩給年額を、本年七月分以降、兵の仮定俸給のアップ率により、五・三%増額することとしております。第三は、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、本年七月分以降、五・三%増額することとし、さらに普通扶助料の最低保障額については、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して引き上げること

であります。第四は、傷病者遺族特別年金の年額を、本年七月分以降、五・三%増額することと、さらに八月分以後、普通扶助料の最低保障額の引き上げに準じ、これを引き上げるとともに、同年金に係る遺族加算の年額を増額することとしております。

以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行ふこととしております。

委員会におきましては、恩給改定実施時期を七月とした理由、公的年金の改革に伴う今後の恩給制度の見直し、傷病恩給の審査のあり方、本年度の人事院勧告の有無と勧告に対する取り扱い方針、台湾人元日本兵に対する補償問題その他戦後処理の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、本年四月分以後、恩給年額を増額することを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、江崎総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、原案並びに修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、修正案に賛成、原案に反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否決され、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩

給の改定実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

なお、別紙の附帯決議を行つた。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 一、費用
年度国立学校特別会計予算に、二十一億八千三百円が計上されている。

○議長(木村睦男君) 附帯決議
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長林 寛子君。

審査報告書
国立学校設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月十七日

文教委員長 林 寛子

参議院議長 木村 睦男殿

三、児童・生徒数の減少に伴い教職への進路が厳しくなっている状況にかんがみ、教員養成大

学・学部のあり方等について検討することともに、学級編制基準・教職員定数の改善に一層努めること。

四、学術の振興を図るために、オーバードクター問題にも配慮しつつ、今後の学術研究体制の一層の推進に努めること。

右決議する。

(施行期日)

1 公布の日
昭和六十一年四月一日

附則第三項中「一万九千三百四十一人」を「一万九千七百二十人」に改める。

附 則

短期大学部	岡山県	岡山大学
-------	-----	------

岡山大学医療技術

岡山県

岡山大学

国立学校設置法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正)
国立学校設置法の一部を改正する法律
第三条第一項の表徳島大学の項中「教育学部」を「総合科学部」に改め、同表九州工業大学の項中「工学部」を「工学部」に改める。
第三条の三第二項の表富山大学経営短期大学部の項を削り、同表鳥取大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表の改正規定のうち九州工業大学に係る部分及び第三条の三第二項の表の改正規定(富山大学経営短期大学部の項を削る部分を除く。)は同年十月一日から、同表の改正規定のうち富山大学経営短期大学部の項を削る部分は昭和六十三年四月一日から施

を廃止するほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十五日

参議院議長 木村 睦男殿
衆議院議長 坂田 道太

した。

昭和六十一年四月十八日 参議院会議録第十一号

(在学年数の計算に関する経過措置)
 2 昭和六十一年度に徳島大学の総合科学部に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和六十一年四月一日から当該学部に在学していたものとみなす。

(徳島大学の教育学部等の存続に関する経過措置)

12³ 徳島大学の教育学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかるわらず、昭和六十一年三月三十日以降に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間存続するものとし、富山大学経営短期大学部は、改正後の第三条の三第二項の規定にかかるわらず、昭和六十三年三月三十日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

〔林寛子君登壇 拍手〕

○林寛子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、徳島大学の教育学部を改組して総合科学部を、九州工業大学に情報工学部をそれぞれ設置するとともに、岡山大学に医療技術短期大学部併設し、富山大学経営短期大学部を経済学部への統合に伴って廃止するほか、総定員法の枠外とされております新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、総合科学部設置の趣

行する。

(在学年数の計算に関する経過措置)
 2 昭和六十一年度に徳島大学の総合科学部に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和六十一年四月一日から当該学部に在学していたものとみなす。

(徳島大学の教育学部等の存続に関する経過措置)

旨、学部新設のための法案提出時期、定員外職員の処遇改善、婦人研究者の地位向上、大学入試制度の改革と大学の質的充実、児童数減少に対応する教員養成制度、学生寮の整備等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学進学者の急増に適切に対応することなど四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本法律案は、我が国的情報化の広汎かつ急速な進展に伴い深刻化しているソフトウェアの質・量両面にわたる需給ギャップを解消するため、情報処理振興事業協会が行つてゐる諸事業のうち、開発を特に促進する必要があり、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられることが認められるプログラム(特定プログラム)の開発等の業務についても、國から必要な資金の出資を受けることができる」と等の改正を行つるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

1、費用

本法施行に伴い、昭和六十一年度産業投資特別会計予算に情報処理振興事業協会が実施する特定プログラムの開発等に要する経費として、同協会に対する出資十八億円が計上されてい

○議長(木村睦男君) 日程第一〇 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

日程第一一 中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月十七日

参議院議長 木村 睦男殿

商工委員長 下条進一郎

審査報告書

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

参議院議長 木村 睦男殿

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月一日

衆議院議長 坂田 道太

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

参議院議長 木村 睦男殿

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

て、それぞれ区分して行うものとする。

4 協会は、第一項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を、前条に規定する特別の勘定にあつてはプログラム作成効率化業務に係る出資者の出資に対し、その他の一般の勘定にあつては第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（以下「特定プログラム開発業務」という。）に係る出資者の出資に対し、それぞれの出資額に応じて分配することができることとする。

第三十九条第二項中「出資者原簿には」の下に「特定プログラム開発業務に係る出資」を加える。

第四十条第一項中「第三十四条の二第一項」を「第三十四条の二」に、「その他の勘定」を「その他的一般の勘定」に、「第三十条第一項」を「特定プログラマ開発業務に係る各出資者及び第三十条第一項」を「第三十四条の三第四項」に改める。

第四十一条第一項第一号中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の三第四項」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

官報 (号外)

審査報告書

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月十七日

商工委員長 下条進一郎

参議院議長 木村 隆男殿

第一条 中小企業指導法（昭和三十八年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

（中小企業指導法の一部改正）

2 前項の特定指導事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して行うその経営管理に関する情報

同条第一項中「行なうときは」を「行うときは」に、「行なうのに」を「行うのに」に改め、同条第一項中「もの設置」を「もの（次号において「近代化

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国経済社会の情報化の進展に即応し、電子計算機の活用による中小企業者の効率的な事業活動の推進を図るために、電子計算機を利用して行う経営管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備するとともに、中小企業の情報化施策に必要なプログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十一年度一般会計予算に、情報化に係る診断指導事業費二億六千九百万円が計上されている。

附則

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月三日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 隆男殿

二 申請者が当該特定指導事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。

三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

前項の特定指導事業とは、次に掲げる事業

同項第四号中「掲げる事業」の下に「（第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。）」を加える。

第七条中「行なうときは」を「行うときは、都道府県が自ら行う事業についてはその経費の一部を、都道府県が第七条第一項の規定により指定法人に行わせる特定指導事業については当該指定法人に対しその事業につき都道府県が補助する経費の一部を」に改め、「その経費の一部を」を削り、同条を第九条とする。

第六条の次に次の二条を加える。

（指定）

第七条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者（以下「指定法人」といいう。）に、当該都道府県を行う中小企業指導事業のうち特定指導事業を行わせることができること。

第五条の二

（第六条の二）

第六条 第七条第一項の規定により都道府県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、第六条第一項の基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

二、都道府県知事は、指定法人が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の指定の取消しその他必要な措置をとることができる。

（中小企業近代化資金等助成法の一部改正）

第二条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三条 この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定するプログラムをいい、「プログラム使用権」とは、プログラムを情報処理（同条第一項に規定する情報処理をいう。）のために使用する権利をいう。

第三条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、

同条第一項中「行なうときは」を「行うときは」に、「行なうのに」を「行うのに」に改め、同条第一項中「もの設置」を「もの（次号において「近代化

の診断又は指導を行う事業

二 電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理に関する情報化の進展に即応し、その経営に与える影響等に關する調査及び研究並びに情報の提供を行なう事業

（指定法人の義務等）

第八条 指定法人は、当該特定指導事業を、第四条第一項の規定により都道府県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、第六条第一項の基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

「設備」という。)の設置又は中小企業者のプログラムであつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるもの(次号において「近代化プログラム」という。)に係るプログラム使用権の取得に改め、同項第二号中「設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し、又は貸し付ける」を「近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は中小企業者の事業の用に供する近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させること)をいう。(以下同じ。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「一の設備」の下に「一のプログラム使用権」を加える。

第十一条第四号中「又は貸付け」を「若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に改め、「当該設備」の下に「又は当該プログラム使用権に係るプログラム」を加え、「行なう」を「行う」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十七条中「行なう」を「行う」に改め、「係る設備」の下に「(プログラムを記録した物を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(中小企業事業法の一部改正)

第二条 中小企業事業法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「掲げる事業」の下に「(同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の四第一項の表第一号中「第二条(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)」を「第二条第四項」に改める。

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「同号に規定する設備を激甚災害」を「激甚災害」に、「その者」を「その者」に、「譲り渡し、又は貸し付けた」を「同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を行つた」に、「当該設備」の下に「又は当該設備又は貸付け」を「当該設備若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第五条 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「その事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付け」を「同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供」に、「当該設備の譲渡し又は貸付け」を「当該譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供」に改める。

「下条進一郎君登壇、拍手」

○下条進一郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における情報化の広汎かつ急速な進展に対応して、汎用プログラム開発の一層の促進を図るため、情報処理振興事業協会が実施する特定プログラムの開発に必要な資金を同協会へ出資することとする等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案は、最近の我が国経済社会の情報化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を縮小しようとするものであります。すなわち、電子計算機活用による中小企業者の事業活動の円滑化を図り、電子計算機を利用して行う經營管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備し、あわせて、中小企業の情報化施策に必要なプログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の措置を講じようとするものであります。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 「賛成者起立」

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

代化資金等助成法の一部を改正する法律案については全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしました。

まず、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 「賛成者起立」

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

た国の補助金等の臨時特例等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政を取り巻く環境には一段と厳しいものがあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るために、引き続き財政改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、歳出面において、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することいたしたこと

の如き、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、歳出面において、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することいたしたこと

の如き、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、歳出面において、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することいたしたこと

の如き、政府は、昭和六十一年度予算におきまして、歳出面において、既存の制度、施策の改革を行うなど徹底した節減合理化を行い、全体としてその規模を厳に抑制することいたしたこと

の各年度において補助率等の引き下げを行うこととしているもの及び地方公共団体の一般財源による措置への移行を行うこととしているものについて所要の措置を講ずるとともに、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰り入れ等について所要の措置を講ずるものであります。なお、補助率等の引き下げの対象となる地方公共団体に對しましては、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

以上、國の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。青木薪次君。

[青木薪次君登壇、拍手]

○青木薪次君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました國の補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに閣僚大臣に対し質問いたします。

まず、過日の日米会談について伺います。

中曾根総理は、先週末、サミット調整と経済摩擦解消を理由に訪米されました。キャンプ・デービッドでのロン・ヤス会談と歓待は、派手好みの如きで満足すべきものであったであります。

本法律案は、以上申し述べました國の補助金等の臨時特例等の措置について所要の立法措置を講ずるものであります。

本法律案は、國の補助金等に関し、社会保障、公共事業等の各政策分野の特性に配意しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度まで

需中心、製品輸入拡大の方向に改めることを約束しているもの及び地方公共団体の一般財源による措置への移行を行うこととしているものについて所要の措置を講ずるとともに、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰り入れ等について所要の措置を講ずるものであります。なお、補助率等の引き下げの対象となる地方公共団体に對しましては、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

しかし、中曾根総理が公約した経済政策はほとんど達成されておりません。内需主導経済の移行への失敗はもちろん、財政再建の行き詰まり等内外の不信を買つてしましました。今回の経済構造の調整、体质転換はさらに奥深く、多くの中小企業や農業を初め、石炭産業等に大きな打撃と出血を求めている問題であり、言うべくして困難なことは過去の例に照らし明らかであります。任期残すところ七ヵ月中曾根総理に、果たして重大な国際公約を実行し、かつ指導する自信がおありかどうかお伺いするとともに、具体的な政策手段と方法をお示し願いたいのであります。

レーガン大統領は、日米経済摩擦に関連し、半導体を中心、たゞ、ワインの市場開放を要求し、輸送機器関連分野についてはMOSS協議を提起しましたが、いずれも日本にとって不利なものであります。政府は拒否すべきだと思いますが、あわせて答弁してください。

一方で、総理、外務大臣は、国会で慎重な姿勢を見せていましたSDIについて、従来の「研究に理解を示す」とから発展し、「政府内部で十分に相談する」と前向きの発言をしたと言われますが、戦闘機を賣ったのであります。歳出削減に偏った財政再建策は角を矯めて牛を殺したのであります。硬直的財政運営に対する批判は、野党だけではなく与党内部にさえ巻き起こっておりますが、中曾根総理は、あくまでも昭和六十五年度赤字公債脱却という破れ傘の財政再建方針を堅持されるのかどうか。堅持するとすれば、具体的にどのような道筋を明らかに示していただきたいと思うのであります。

さて、行政改革を旗印に政権を担当し三年余、中曾根総理の最大の政治課題である財政再建計画は破綻に追い込まれております。そして、計画達成の目標を六十五年度に後送りし、毎年度の赤字公債の減額幅を一兆円に下方修正したにもかかわらず、過去三年間の赤字公債の減額累計は九千億円に達しないのが現実であります。政府は、公約どおり財政再建を達成しようとすれば、今後毎年一度一兆三千億円以上の赤字公債の減額が必要であります。しかして、政府公約を破綻に追い込んではあります。しかし、政府公約を破綻に追い込んだ原因が、財政再建を推進したはずの中曾根総理の財政政策にあったことは皮肉と言わなければならぬと思うのであります。

五十八年度以来、歳出削減一本やりの政策運営は、五百億ドルを超える經常黒字を突出させて海外との経済摩擦を激化させる一方、内需を抑制して税の自然増収率の低下をもたらして財政再建の推進力を奪つたのであります。歳出削減に偏つた財政再建策は角を矯めて牛を殺したのであります。硬直的財政運営に対する批判は、野党だけではなく与党内部にさえ巻き起こっておりますが、中曾根総理は、あくまでも昭和六十五年度赤字公債脱却という破れ傘の財政再建方針を堅持されるのかどうか。堅持するとすれば、具体的にどのような道筋を明らかに示していただきたいと思うのであります。

しかも、最近の棒上げとも言うべき円高は、中小輸出企業はもとより、日本経済全体をデフレの渦に巻き込み、景気を後退させておるのであります。急激過ぎる円高にあわてたまいた政府が、各国に為替市場への協調逆介入を要請したものの、冷たく拒否されたばかりか、現行の円水準さえ納得されず、世界で孤立したことは、日本の政策運営に対する強い拒絶反応を示すものと言わざるを得ないのであります。

三十七億円の減額を強行し、あまつさえ、その期間を三年間に延長したことは全く許しがたい行為だと思うのであります。補助金問題検討会の結論や、一律でないことに力点を置き説明しておりますが、國の財政赤字を地方自治体にツケを回す構造に変わりはなく、政府の猛省を求めるを得ないのであります。

は練り入れるべきではありませんか、大蔵大臣、厚生大臣の見解を伺いたいと思います。

政府は從来、盛んに地方自治体余裕論を強調していました。しかし、三千を超える自治体の財政は千差万別であり、しかも各自治体とも骨身を削って財政の改善に努めており、その中で補助事業は温存しつつ、補助率だけの引き下げや、交付税

攻撃が開始されております。そして、事前にアメリカは世界の主要国にこの計画を説明しております。国際テロ対策で意見が一致した中曾根総理との間で、リビア攻撃が事前に知らされていたと国民ほとんどが信じてゐる所以りますが、いかがですか、御答弁ください。

最後に、うわさされる衆議院解散と同日選挙について伺います。

るを得ないのであります。今後、円高デフレが浸透するにつれて経済がますます下降することが危惧されております。政府は、総合経済対策を打ち出したことで経済への悪影響を防止できるとの立場でありまするが、最も期待される公共事業の契約前倒しも、事業総量を抑制しようとしているため、下期の大額な公共投資の追加なくしては、単なる公共事業の朝三暮四になりかねません。政府は今や、迫りくる不況を克服し、総理がアメリカで公約した四つの実質経済成長の達成と内需主導の経済構造の調整のためにも、財政政策を抜本的に転換すべきだと思いまするけれども、総理の見解を伺いたいと思います。

の問題をおくとしても、国からの補てんが一年に限っていることは、補助金削減が三年に及ぶことを勘案すれば、明らかにバランスを失していると指摘をせざるを得ないのであります。本法案による地方自治体の負担増加額について一般財源で必ず補てんするとともに、三年後の六十四年度予算では従前の補助負担率に戻すことを確約すべきと思いますが、大蔵大臣の見解を伺いたいと思います。

は、明らかに地方財政への圧迫以外の何物でもありません。地方の自立が叫ばれている今日こそ、地方財源の充実や補助金の地方への移管が促進されるべきであります。今回の補助金法案はまさにこれに逆行するものであります。今後の税財政制度の検討に当たっては、近年の財源不足を補てんするため発行した建設地方債の償還について国が完全に保障するのはもちろん、地方交付税の基本税目の拡大と総額の安定的確保を図ることが

自民党金丸幹事長が「衆議院解散権は総理の特権、常駐戦場で対処」との発言に中曾根総理はいたく「感謝する」旨の報道がされております。衆議院の定数是正をめぐって各党の話し合いがなされておりますが、言うまでもなく定数は正なき解散は違憲であり、例えは定数是正されたとしても太義名分なき解散は制約されたとした保利元衆議院議長の見解で明白であります。最近、総理周辺より吹かれる解散、同日選舉論は極めて不謹慎であります、總理はこの際明確に、國権の最高機関なる国会において国民に意思を鮮明にすることも、軽々に衆議院解散、同日選舉を總理周辺においては特に言及しないよう要求いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

本補助金法案は、中曾根内閣の圧縮型財政政策にかかる歳出削減の典型的な例であります。以下、具体的な問題点について伺います。

まず指摘したいのは、政府の約束違反についてであります。昨年の補助金法案審査の際、政府は補助率カットは六十年度一年限りと約束し、我々も本年度の暫定措置とすることを決議し、竹下大臣も十分配意すると答弁したはずであります。しかるに政府は、それをほこにしたばかりか、補助率引き下げ対象を拡大し、一兆一千六百

五十七年度以来、公的年金の国庫負担の繰り延べが実施されてきましたが、さらに三年間延長されようとしています。既に六十一年度までの国庫負担繰り延べ額は一兆三千五百三十億円に達しております。政府は、将来必ず元利合計を含めて年金会計に返済すると説明しておりますが、現時点では全く返済の時期、方法が定まっておらず、踏み倒しの危険性さえあるのであります。この際政府は年金国庫負担の繰り延べの元利返済について具体的な計画を策定し、六十四年度から速やかに

りますが、中曾根総理はいかが考えますか。国際テロの発生などは人類に対する挑戦として国際連合などで協議すべき問題であり、ましてやアメリカが小国リビアを近代科学を駆使した戦力でたたくということは驚くべき行き過ぎではないでしょうか、御答弁ください。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣（中曾根康弘君） 青木議員にお答えをいたします。

今回の訪米に際しまして、ワシントン及びキャラバン・デービッドにおきまして日米間の諸問題について討議をいたしました。経済問題につきましては、日米両国が持つておる構造的問題については、それ相互通じてこれが改革を行う、そのためにも協議をするという話し合いをいたしました。アメリカ側としては膨大なる財政赤字の問題です。

日本の場合はまだ膨大なる輸出超過の累積という問題で、これが主な議題でもあったように思います。

アメリカにおきましては、今、国会において税制法案と予算法案が審議されていますが、いわゆるオムニバス法案と言われる保護主義法案がいつ上程されるかもしれないという危険性があるのであります。この保護主義法案が万一成立すれば、日本は相当な失業と不景気に見舞われる危険性があるのであります。これが一たん成立すれば、この法律を廃止するためには相当な年月がかかるとも考えられます。また、ヨーロッパにおきましては、日本に対しまして、この輸出超過に対して輸入の数量を明示してほしい、そういうような強い要望が来ております。我々はこれを拒否しております。しかし、このような内外の情勢から見ますと、やはり今のようないくほどの黒字の累積を毎年続けていくわけにはいきません。日本は生きられなくなる危険性があるのであります。

そういう状況のもとに、今回、国際協調のための経済構造調整研究会の報告が提出されました。この報告を検討いたしましたところ、これは時宜に適したものであり、かつ貴重、かつ大切な内容を持っていると政府としては評価したものです。しかし、この報告は、いわゆる国家行政組織法八条による八条機関の報告ではありません。私の私的研究機関の報告であります。したがいまして、これにつきましては取り扱いを慎重に考慮いたしまして、これは一つの参考意見として考へることにいたしました。そして、政府と与党と十分連携を図りつつこれに対する検討を行い、そして必要に応じましてこれは政策を練り上げつつ関係審議会等に諮問すべきものは諮問をする。そして当面行うべきこと、あるいは中期的に対応すべきこと、あるいは長期的に措置すべきこと、そのように仕分けをしつつ政府・与党で政策を練り上げていく、そしてそのためには必要な体制整備を図る。大体、官房長官を中心として政府・与党の関係者でそういう政策を練り上げる機関をつくらうと思っておるところでござります。そういうような政府・与党一致した努力によりまして、これから鋭意努力していきたいと考えておったところでございます。私は、アメリカ大統領に対しまして、そういう向きの考え方を伝えたところ、アメリカ側としては強くこれを評価したことになります。

また私は、アメリカに対しては、いわゆる財政赤字の処理あるいは金利の低下等についても強い要望をしてきたところでございます。金利の低下あるいは円・ドル関係の調整等については、昨年の秋以来協調が成功しておるところでございます。けれども、引き続いて努力していくこと、私からも特に申し上げたところでございます。

そのほか、いわゆるMOSIS協議といふ今までやつてまいりました個別市場品目についての協議も、今後も行おうという点について意見が一致いたしましたが、どれをその対象にするかという点については今後政府間で相談をするということにして、別に決まつたわけではありません。

なお、SDIの問題につきましては、私から、とも適切な政策を実行いたしまして、所期の目的を達する考え方でございます。建設公債の増発による公共投資という問題は、大幅な財政赤字を抱えます。そこで、今後の利子の支払い等を考えますと、なかなか困難であると考えておるのでございます。

団の報告を参考にしつつ、我が国の対応を政府部内で慎重にこれから検討していくということを意思表示したところでございます。したがって、我が国の対応ぶりは政府部内で慎重に検討していきます。六十五年度財政再建の問題でございますが、赤字公債依存体質から脱却しようという考えは変わっております。しかし、具体的にどのような方策をとるかと言われますれば、毎年度予算編成等におきましてその対応を決めつづけます。予算編成に際しましては、金融政策あるいは公共事業やあるいは民間活力の動員やら、あるいはNTTそのほかの国有財産の売却やら、そういう諸般の問題を総合的に考えつつ、この目的達成のために今後とも配慮して努力してまいりたいと思つておるところで、五カ年にわたる厳格なリジットな財政政策を策定することは、石油の値段等あるいは為替の相場等がこのように変動しているときは必ずしもできないと考えております。

厚生年金の繰り入れ特例措置の問題につきましては、財政改革を一層強力に推進して、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後に引きまして、できる限り速やかに繰り入れに着手する考えであります。

地方交付税につきましては、地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう所要額を確保していくことにならざりたいと思っております。また、地方債の元利償還などの後年度の地方財政負担について、できる限り速やかに繰り入れに着手する考えであります。

地方交付税につきましては、地方財政の円滑な運営に支障が生じないよう所要額を確保していくことにならざりたいと思っております。また、地方債の元利償還などの後年度の地方財政負担について、できる限り速やかに繰り入れに着手する考えであります。

リビアの問題につきましては、いわゆる事前通報というような形のものは正確にあつたわけではございません。私の場合は、キャンプ・デービッドにおける大統領との食事の機会に、アメリカ側としては、先般の西ベルリンにおけるディスコの爆破事件、その後における諸般の確実な証拠を

握つておる、それから今後もこのテロが続発する危険性が十分ある、そういうようなことを言いまして、そして米国が近いうちにリビアに対し必要な措置を行う可能性があるという、そういう一般的な話があつた次第であります。いつ、どこで、何をするかというようなことはあつたわけでございません。

米国がこのように、攻撃をリビアのテロに対する自衛のための措置であると説明してしまったことについて、確実な証拠を握つておるとかあるいはこれが続発する危険性が十分あるとか、そういう確信を持った話をしておりましたが、私としては、米国としての理由があるのであらうが、詳細については、当方において証拠を握つておるわけでも何でもありませんから、承知しておらないので、事態の推移を重大な関心を持って見守つております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問の第一は、補助金法によるいわゆる地方自治体の負担増に対する補てん措置の問題についてでござります。

今回の補助率の見直しに当たりましては、国、地方のたゞ消費税の引き上げ及び建設地方債の活用によりまして、所要の地方財政対策を講じ、地方行財政の運営に支障が生じないよう対処したところであります。六十二年度以降につきまして、各年度の地方財政収支見通しに基づいて所要

の地方財政対策を講じ、地方行財政の運営に支障が生じないよう対処してまいりたい、このように考えております。

それから六十四年度予算以降の問題でございます。六十年度の措置は、これは補助率の方を一年かけて検討する、その間の暫定措置として行ったものであります。今はそれとは基本的に性格を異にいたしまして、いわゆる補助金問題に努めながら総合的見直しを行つたものであります。したがつて、六十四年度以降の取り扱い、これにつきましては、今後の諸情勢の推移あるいは国と地方との財政状況等を勘案しながらその時点において適切に対処すべき問題である、かように理解をしております。

それから暫定措置の期間内においては、総理からお答えをございましたように、國、地方間の財政関係を基本的に変更するような補助率の変更を行ふ考えはありません。

最後に、いわゆる公的年金の国庫負担繰り延べに対する問題でございます。

返済の期間、方式等返済の具体的な内容につきましては、今後の國の財政状況を勘案する必要がありまして現時点でも明らかにできないところでござりますが、政府としては國の財政改革をさらに一層強力に推進する等誠意を持って対処し、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後ににおいて、割合の変更をする考え方をございません。(拍手)

〔國務大臣今井勇君登壇、拍手〕

○國務大臣(今井勇君) 青木先生にお答え申し上げます。

〔國務大臣会議録第十一号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(趣旨説明)〕

います。(拍手)

〔國務大臣小沢一郎君登壇、拍手〕

ほとんどの總理、大蔵大臣から御答弁がありましたが、補足的に私から申し上げます。

最初に、補助率の引き下げに関する問題でございましたが、私どもいたしましては、この措置によって今まで地方団体の財政運営に支障が生じないために、補助率の引き下げを行つたつもりでございます。今後とも交付税総額の確保を図る等必要な地方財政対策を講ずる所存でございます。

それから交付税総額の問題でございますが、地

方財政の今日極めて厳しい状況を踏まえまして、

今後地方財政の健全化を図るとともに、地方行財

政の自主性、自律性を高めるために、地方交付税

の所要額の確保につきましては今後とも全力で努

めたいとまいりたいと考えております。また、

地方債の元利償還費につきましては、毎年度地方

交付税の算定を通じまして財源措置を講ずること

とし、また、これに連絡いたしまして、後年度に

おける地方交付税の総額を増額する措置をも講ず

ることとしております。これらの措置等によりま

して、地方団体の財政運営に支障を生ずることの

ないよう対処してまいる所存であります。

それから三年間の暫定期間中の負担割合の問題

でございますが、私どもももちろん基本的に負担

が、六十五年度赤字国債脱却は事実上不可能なこ

とが明白であります。また、「増税なき財政再建」

も毎年度覆されており、だれの目から見ても公約

は完全な破綻状態であります。したがつて、六十

五年度赤字国債脱却の旗をおろし、国民の納得の

いく、より合理的な財政再建築を改めて示しては

いかがかと考えますが、總理並びに大蔵大臣の御

所見を伺います。

また、内需拡大が最も重要な課題である今日、い

わゆる縮小均衡型の財政運営の継続か、拡大均衡

お尋ねの厚生年金保険の国庫負担の繰り延べ分の返済につきましては、一般会計が特例公債依存体質から脱却いたしました後におきましてできる限り速やかに着手をいたしまして、年金財政の運営に支障を来すことのないよう計画的に行なうことが政府の方針でございます。(拍手)

○議長(木村陸男君) 答弁の補足があります。中

曾根内閣總理大臣。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

まだ議題となりました國の補助金等の臨時特

例等に関する法律案について、總理並びに関係大

臣に質問いたします。

まず、基本的な問題からお伺いをいたします。

中曾根總理は、財政再建の公約を掲げ、いわゆ

る仕事前内閣を自称して今日に至つております

が、六十五年度赤字国債脱却は事実上不可能なこ

とが明白であります。また、「増税なき財政再建」

も毎年度覆されており、だれの目から見ても公約

は完全な破綻状態であります。したがつて、六十

五年度赤字国債脱却の旗をおろし、国民の納得の

いく、より合理的な財政再建築を改めて示しては

いかがかと考えますが、總理並びに大蔵大臣の御

所見を伺います。

また、内需拡大が最も重要な課題である今日、い

わゆる縮小均衡型の財政運営の継続か、拡大均衡

の所見を伺います。

また、内需拡大が最も重要な課題である今日、い

わゆる縮小均衡型の財政運営の継続か、拡大均衡

型への政策転換が問われておりますが、総理、大蔵大臣の今後の財政運営について、そのいずれをおとりになるか、お伺いをいたします。

次に、四月七日発表の国際協調のための経済構造調整研究会の報告書によりますと、この提言の中で、外需依存型から内需主導型への抜本的政策転換をうたっておりますが、総理は、このレポートの実施について、レーガン大統領との会談でかなり色よい意思表明をなさったように報道されておりますが、真相はどうだったのでありましょか。

〔議長退席、副議長着席〕

なお、このテーマは東京サミットでも大きなやりとりとして尊重されると言われておりますが、明確な答弁をお願いいたします。また、同レポートは、総理の六十五年度赤字国債脱却の方針に関連して、時期は明記されていないものの、実質的な軌道修正を示唆しているものと解されます。

次に、去る三月四日の幹事長・書記長会談で合意した六十一年中に所得税の一般減税実施の件は、実行するのかしないのか、総理、大蔵大臣の責任ある御答弁をお願いいたします。

最近の急速な円高に伴う中小企業の厳しい環境変化への対応策、円高、原油価格低下のメリットの経済各方面への浸透策、規制緩和による民間活力の拡大等が盛り込まれておりますが、国民生活

へのスマートな波及効果が生じなければまさに看板倒れであります。特に、輸入消費財価格動向等調査対象品目として三十七品目が挙げられておりますが、四月末を目途に消費者に対する価格情報の提供を行うというのでは、極めてなまぬるい対応で、余り効果が期待できないものと思ひます。が、総理はより効果的な具体策をお持ちかどうかが、お伺いをいたしております。

また、公共事業の施行促進が柱の一つとなっており、上半期契約済み額が過去最高になるよう目指しておりますけれども、年度後半における公共事業の追加を行う意図をお持ちかどうか、お伺いをいたします。

なお、中小企業対策の中で、下請中小企業を保護するための代金支払遅延防止法の厳正な運用を期待いたしますが、親企業等に対する指導を強化する意思がおありかどうか、通産大臣の御意見をお伺いいたします。

さらに、民間活力導入に関連する規制緩和が進められておる一方で、都市における地価の暴騰が懸念されております。総理はどのような現状認識と具体的な対応策をお持ちか、お伺いをいたしました。あわせて大蔵大臣に、土地取引に対する金融機関への指導をどうされるのか、具体策をお伺いいたします。

次に、昨年の補助金カットは暫定措置であり、費用負担の見直し等とあわせて検討することになつていてもかかわらず、その検討が全くなされていないといつてもよい状態の中で補助率を引き下げようとするものでありまして、しかも六類することそくな方法を講じようといふのではない十三年度に及ぶというのでは、いわば詐欺にも等

しい約束違反のひどい仕打ちであります。総理、大蔵大臣から、地方自治体の納得のいく見解をお伺いしたいと思います。

しかも、今回の臨時特例法によって一兆二千百億円が節減されるとしておりますが、その

中身は、福祉、教育関係費の切り捨てで、断じて

納得できるものではありません。厚生保険特別会

計への国庫負担の繰り延べ三千四十億円、義務教

育費八百十九億円、児童福祉一千七百九億円、生

活保護で一千五百五十億円、老人福祉一千二十八

億円と、これら主なもの合計額は約八千億円で

あります。また、弱者いじめの最たるもの

をいたしました。

なお、民間活力導入が進む一方で、都市における地価の暴騰が懸念されております。総理、大蔵、自治大臣の所見をお伺いいたします。

次に、財政金融上の措置は、一応建設地方債の増発とその元利償還に対する交付税上の措置等に

ことではありません。また、弱者いじめの最たるものと謂われるを得ないのであります。総理、大

蔵、自治大臣の所見をお伺いいたします。

以上、幾つかの重要な課題について質問いたしましたが、総理並びに関係大臣の責任ある答弁を期

して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 大川議員にお答えをいたします。

まず、六十五年度赤字公債依存体質から脱却

いう問題でござりますが、この目標年次を先に延ばしますれば一層の特例公債の累増を招く危険性

があります。そして長期的には負担が増加する危

険性もござります。その結果は、今までの歳出削

減合理化の努力も水泡に帰する危険性もないとは

言えません。その意味におきまして、六十五年度赤字公債依存体質脱却というものを先に延ばすと

いうことは不適当であると私は考えております。

次に、拡大均衡論でございますが、内需の拡大につきましては、前にも申し上げましたように、

率カットが六十一年度から六十三年度に及ぶものであれば、これに對応する地方の財源確保策を明確にしておかなければならぬわけでありまして、このままでは極めて不親切であります。具體

策がおありかどうか、お伺いをいたします。

本来、補助金のあり方については、スクラップ・

アンド・ビルト方式かサンセット方式で行うべき

であります。六十三年度までというのを撤回し、で

きるだけ早い時期に、役割分担等の見直しとあわせ、整合性のある地方財源確保策に基づく補助率の見直しをしてはどうかと考えますが、総理、大

蔵、自治大臣の御所見を伺います。

したが、総理並びに関係大臣の責任ある答弁を期

待し、私の質問を終わります。(拍手)

努力しておるわけでござります。昨年に対しまして本年は四・三%の事業費の増大を実質的に図っておりますし、かつた運営につきましても、先般四月八日に経済の緊急対策等を発表し、特に円・ドルの変化、あるいはさらに、石油の値段の低下を最大限に活用して景気が上昇に向かうべく努力しておるところでございます。今後も経済の運営、金融の運営等を適切に行いまして所期の目的を達する考え方でございます。

アメリカ大統領との間におきましては、経済構造の相互の改革について話し合いをいたしました。我が方といたしましては、先般出ましたいわゆる前川レポートの要点について話をし、また、先方の負つておる財政赤字問題等についても我が方の強い要望を申し上げ、これからはやはり世界経済というものは政策協調をさらに積極的に各国でやっていくこと、それから構造改革を各國がまた積極的に自分の行うべきことをやっていくこと、そういう積極的な構造改革と経済政策の調整という時代に入りつつあるのではないかということを積極的に提議した内容の話もありました。今後も、日本の経済を国際国家型へ、内需主導型へ、適切な輸出入バランスの回復へと向かって努力してまいります。

なお、この報告は私的研究会の報告でございますから、あくまでこれは参考にとどめ、政府は政府としての案を党と協力して中長期あるいは当面の問題に分けてつくり上げていく考え方であります。

次に、所得税減税の問題でございます。

長期的な問題については、来年度実行しようといふことで今税調に諮問しておるところでござい

ますが、当面の問題については、これは各党間の協議の推移を見守りたいと考えておるところであります。

小売価格の問題でございますが、主要輸入消費財の価格動向等について調査をして、四月末を目途に消費者等に情報を提供する予定であります。輸入消費財についての円高等の効果が市場メカニズムを通じて国内販売価格に反映されていくよう努力して、必要に応じ関係業界への要請等適切に今対応、努力中でございます。

公共事業に関する御質問でございますが、六十年度予算におきましては四・三%の伸び率として努力したところであり、公共事業等の補正追加は目下考えておりません。

都心地の土地価格の騰貴の問題でございます。全国的には地価は安定しているのでございますが、東京都の都心部の商業地域において高い地価上昇が見られております。これについては、基本的に旺盛な事務所需要によるものと考えます。日本がもう世界的な金融センターに今發展しつつあるわけですから、そういう世界的な金融機関等から事務所の要望が非常に多いようでございます。あるわけですから、その世界的な金融機関等で、それが今の騰貴を呼んでいる一つの原因でもあるようであります。やはりそれは用地の確保、供給増ということが必要であると思いまして、今建設省等を通じまして懸命の努力をしておるところであります。また、供給策とあわせまして、投機的な土地取引等を抑制するために、国土利用計画法的確な運用、土地取引の監視の徹底化に努めてまいる所存であります。

補助率引き下げの問題でございますが、六十一

年度予算におきましては、補助金問題検討会の報告の趣旨等を踏まえまして見直しを行ったところです。たゞ、六十五年度赤字国債脱却という問題につきましては、これは容易ならざる課題であることには私も十分認識いたします。しかし、総理から具体的にお答えがありましたように、努力目標の達成に全力を今後とも尽くしていきます。

たゞ、消費税の問題でございますが、今回の措置は臨時異例的に講じられたというものでございましたところであります。六十二年度以降の措置については、税制調査会の抜本改革の審議の結論等を待つて対処いたしたいと思っております。

次に、国庫補助率の引き下げと地方財政措置でございますが、今回の見直しに当たりましては、所要の地方財政対策を講じて、地方行政の運営に支障が生じないよう特に配慮しておるつもりでございます。六十二年度以降につきましては、各年度の地方財政収支見通しに基づき所要の地方財政対策を講じ、地方団体の財政運営に支障を生じないように対処する所存であります。

今後の補助率の見直しの問題でございますが、今回の補助率の見直しに当たりましては、補助金問題検討会等において、国と地方の間の役割分担、費用負担のあり方等について、幅広い見地から十分検討したところであります。補助金等のあり方につきましては、今後とも点検し、見直しに努めていく所存でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

総理からもお答えがございましたが、私ども、具体的には不動産融資について、金融機関の公共

お答えがございました。大川さんの御質問に対する回答がございました。

福祉、教育費の問題については、この補助率の見直しに当たりましても、所要の地方財政対策を講じまして、地方行政の運営に支障が生じないよう対処しており、福祉、教育等行政サービスの水準そのものに影響を与えることはないと確信しております。

たゞ、消費税の問題でございますが、今回の措置は臨時異例的に講じられたというものでございましたところであります。六十二年度以降の措置としては、税制調査会の抜本改革の審議の結論等を待つて対処いたしたいと思っております。

次に、国庫補助率の引き下げと地方財政措置でございますが、今回の見直しに当たりましては、所要の地方財政対策を講じて、地方行政の運営に支障が生じないよう特に配慮しておるつもりでございます。六十二年度以降につきましては、各年度の地方財政収支見通しに基づき所要の地方財政対策を講じ、地方団体の財政運営に支障を生じないように対処する所存であります。

次は、内需拡大に関する問題であります。

限られた予算の中で内需の拡大には可能な限りの配慮を行つておるわけでございますけれども、しかしこの問題等につきましては、たびたび行われました経済対策によりまして一層その底支えができるとともに、累次にわたる公定歩合の引き下げ等が内需を誘発する大きな基礎になる、私はこのように考えておるところであります。

幹事長・書記長会談の合意は、これは政府といつたしましては、今、税制調査会において抜本策を検討していただいている。しかし、三月四日の与野党幹事長・書記長会談の合意、これは重いものであります。したがって、各党間で今後協議される問題につきましては、政府としてはそれに種々御協力をしながら推進を見守るということであります。

たゞ、地価暴騰に対する懸念。

それから地価暴騰に対する懸念。

総理からもお答えがございましたが、私ども、

性を十分自覚するようかねてから指導してきておりまして、昨年七月にも金融機関に対し注意を促したところでございますが、一昨日、金融機関に対して通達を發出いたしまして、投機的な土地取引を助長するようなことのないよう改めて指導しますとともに、あわせて不動産業者、建設業者向け土地関連融資の実情を把握することとした次第であります。今後とも十分注意してまいりたい、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るということ、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。ただ、個々の不交付団体について見ますと負担の増加を生ずることになりますが、現下の厳しい財政状況のもとでは、財政状況の良好な交付団体の理解を求めるを得ないというふうに思ひます。

向う土地関連融資の実情を把握することとした次第であります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

次の問題は、補助金カットについての御意見を交えての御質疑でございます。

確かに六十年度は、これは一年以内に結論を得るといふこと、だから一年間の暫定措置にお願いをした。したがって、補助金問題関係閣僚会議、また補助金問題検討会、十二回お開きいただきまして、十二月二十一日、最終的に閣僚会議で決定をいたしたものであります。したがって、いわば補助率の総合的見直しを行ったという性格であると御理解をいただきたいと思ひます。

それから、それがゆえに今度は社会保障あるいは教育、これららの問題についての御意見がございました。

福祉、教育関係費等の水準そのものにつきましては影響を与えるものではない、このように考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方負担の問題でございます。

方債の活用によって、ことしは所要の地方財政対策を講ずることとしております。また、建設地方

債の増発に伴います後年度の地方負担につきましても、国として必要な措置を講じておるわけであ

ります。

今後とも十分注意してまいりた

い、このように考えております。

以上の御質疑に対する答弁を終わります。(拍手)

号外 報官

今、税制抜本改革につきまして審議が行われておりますが、間接税のあり方についてもその一環として後半において検討が行われるところでござります。したがつて、今回のたばこ消費税の引き上げは、六十一年度予算における補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環としてのまことに臨時異例的に講じられたという背景がありまして、そのような観点から、税制の抜本改革の妨げにならないようだといふことであります。したがつて、大川議員にお答え申しました。

なあ、今後とも補助金等の整理合理化を推進するため、既存の補助金のあり方等につきましては、これは期限を切ることなく、毎年毎年の予算編成で絶えず不斷に努力を積み重ねなければならぬ課題であるという問題意識の上に立つております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

【國務大臣 渡辺美智雄君登壇、拍手】

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大川議員にお答えをいたしました。

以上でお答えを終わります。

ほんと答弁がございましたので、自治省の立場から補足的に申し上げます。

まず第一は、補助率引き下げと福祉、教育の行

政水準の問題であります。マクロの補てん策といたしましては、財政運営に支障が生じないよう私ども地方財源を確保し得たと考えておりますが、地方団体は三千三百幾つの多くの団体から構成されておるわけでございますので、個々の地方団体につきましても、その地域のいろいろな事情を的確に把握いたしまして、私どもとしては、地方交付税の算定あるいは地方債の配分を通じましてその影響額を補てんし、それによりまして福祉や教育の行政水準が低下したりすることのないように対処いたしてまいりたいと思っております。

それから次は、財源の補てん策の問題でございますが、特に不交付団体の点について申し上げますと、不交付団体の場合におきましては、地方交付税の算定上、補助率の引き下げに伴う負担の増加分を基準財政需要額に算入するわけでございますが、特に不交付団体の場合は、その措置を通じまして、なお基準財政需要額を通じまして、なお基準財政收入額の方が上回っているということによつて不交付団体になるわけでございますが、この意味におきましては、地方交付税の算定を通じまして

は現実の財源の増とならないために地方債措置を講ずることとしているところがありますが、この点はやむを得ないところであると思いまして、御理解を賜りたいと思います。

それから、たゞ消費税と財源の問題でござりますが、これは一年となっておるわけございまして、私どもいたしましては、今日の税財源配分の仕組みを前提としてであります。六十二年度以降についても何らかの財源措置が必要と考えております。しかし、その点につきましては、各年度の地方財政収支見通しが明らかになつた段階におきまして具体的に検討してまいりたいと考えております。

それから補助負担率の見直しの点でございますが、この三年間のうちに、特に地方財政の厳しい実情を踏まえまして、国、地方の財源配分及び役割分担のあり方等とともに、私どもとしては積極的に検討を行つてまいりまして適切に対処してまいりたい、そのように考えておるところであります。

以上であります。(拍手)

○副議長(阿久根登壇) 神谷信之助君。

〔神谷信之助君登壇、拍手〕

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表し、国補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。まず、当面する緊急問題についてお伺いします。

アメリカは、テロ対策を口実に、リビアに対し宣戦布告なき事実上の戦争行為をあえて強行しましたが、これは平和と民族主権を侵害するまこと

は現実の財源の増とならないために地方債措置を講ずることとしているところがありますが、この点はやむを得ないところであると思いまして、御理解を賜りたいと思います。

それから、たゞ消費税と財源の問題でござりますが、これは一年となっておるわけございまして、私どもいたしましては、今日の税財源配

分の仕組みを前提としてであります。六十二年度以降についても何らかの財源措置が必要と考えております。しかし、その点につきましては、各

年度の地方財政収支見通しが明らかになつた段階におきまして具体的に検討してまいりたいと考えております。

それから補助負担率の見直しの点でございますが、この三年間のうちに、特に地方財政の厳しい実情を踏まえまして、国、地方の財源配分及び役割分担のあり方等とともに、私どもとしては積極的に検討を行つてまいりまして適切に対処してまいりたい、そのように考えておるところであります。

以上であります。(拍手)

にゆうしき事態であり、第三次世界大戦の火種さえつくりかねない危険をはらむものであります。もちろん我が党はいかなるテロ行為も断じて容認するものではありません。しかし、いかなる口実によつても、今回のアメリカの空爆は、国際紛争解決の手段として武力行使を禁止し、話し合いでより解決の道を示す国連憲章に違反することは明らかであります。また、同趣旨の我が國憲法からしても、このようなアメリカの戦争行為は是認できません。したがつて、レーガン大統領に対し直ちに中止の申し入れをすべきではありませんか。総理の見解を求めます。

本論に移ります。

初めに指摘したいことは、本法案は国会と国民に対する公約を踏みにじるものであることであります。昨年度六千四百億円に上る補助金カットは本年限りのものとの国会答弁はどうなつたのですか。逆に、さらに三年間にわたり、二倍以上の年間一兆二千八百億円の負担を地方に転嫁するとは言語道斷と言わねばなりません。総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

本法案はまた、軍拡優先、国民生活犠牲の臨調路線に沿つて別途提案されている裁判抜き代執行導入法案、国庫負担、補助率大幅切り下げと結合した事務整理合理化法案及び地方行革大綱全面実施の方針とともに、地方自治を根本的に破壊するいわば四点セットとも言うべきものであります。

以下、具体的な問題で伺います。

〔神谷信之助君登壇、拍手〕

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表し、国補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。まず、当面する緊急問題についてお伺いします。

アメリカは、テロ対策を口実に、リビアに対し宣戦布告なき事実上の戦争行為をあえて強行しましたが、これは平和と民族主権を侵害するまこと

にゆうしき事態であり、第三次世界大戦の火種さえつくりかねない危険をはらむものであります。

もちろん我が党はいかなるテロ行為も断じて容認するものではありません。しかし、いかなる口実

によっても、今回のアメリカの空爆は、国際紛争解決の手段として武力行使を禁止し、話し合いでより解決の道を示す国連憲章に違反することは明

らかであります。また、同趣旨の我が國憲法からしても、このようなアメリカの戦争行為は是認できません。したがつて、レーガン大統領に対し直ちに中止の申し入れをすべきではありませんか。総理の見解を求めます。

本論に移ります。

初めに指摘したいことは、本法案は国会と国民に対する公約を踏みにじるものであることであります。昨年度六千四百億円に上る補助金カットは本年限りのものとの国会答弁はどうなつたのですか。逆に、さらに三年間にわたり、二倍以上の年間一兆二千八百億円の負担を地方に転嫁するとは言語道断と言わねばなりません。総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

本法案はまた、軍拡優先、国民生活犠牲の臨調路線に沿つて別途提案されている裁判抜き代執行導入法案、国庫負担、補助率大幅切り下げと結合した事務整理合理化法案及び地方行革大綱全面実施の方針とともに、地方自治を根本的に破壊するいわば四点セットとも言うべきものであります。

以下、具体的な問題で伺います。

〔神谷信之助君登壇、拍手〕

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表し、国補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。まず、当面する緊急問題についてお伺いします。

アメリカは、テロ対策を口実に、リビアに対し宣戦布告なき事実上の戦争行為をあえて強行しましたが、これは平和と民族主権を侵害するまこと

にゆうしき事態であり、第三次世界大戦の火種さえつくりかねない危険をはらむものであります。

もちろん我が党はいかなるテロ行為も断じて容認するものではありません。しかし、いかなる口実

によっても、今回のアメリカの空爆は、国際紛争解決の手段として武力行使を禁止し、話し合いでより解決の道を示す国連憲章に違反することは明

らかであります。また、同趣旨の我が國憲法からしても、このようなアメリカの戦争行為は是認できません。したがつて、レーガン大統領に対し直ちに中止の申し入れをすべきではありませんか。総理の見解を求めます。

本論に移ります。

初めに指摘したいことは、本法案は国会と国民に対する公約を踏みにじるものであることであります。昨年度六千四百億円に上る補助金カットは本年限りのものとの国会答弁はどうなつたのですか。逆に、さらに三年間にわたり、二倍以上の年間一兆二千八百億円の負担を地方に転嫁するとは言語道断と言わねばなりません。総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

本法案はまた、軍拡優先、国民生活犠牲の臨調路線に沿つて別途提案されている裁判抜き代執行導入法案、国庫負担、補助率大幅切り下げと結合した事務整理合理化法案及び地方行革大綱全面実施の方針とともに、地方自治を根本的に破壊するいわば四点セットとも言うべきものであります。

以下、具体的な問題で伺います。

〔神谷信之助君登壇、拍手〕

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表し、国補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。まず、当面する緊急問題についてお伺いします。

アメリカは、テロ対策を口実に、リビアに対し宣戦布告なき事実上の戦争行為をあえて強行しましたが、これは平和と民族主権を侵害するまこと

にゆうしき事態であり、第三次世界大戦の火種さえつくりかねない危険をはらむものであります。

もちろん我が党はいかなるテロ行為も断じて容認するものではありません。しかし、いかなる口実

によっても、今回のアメリカの空爆は、国際紛争解決の手段として武力行使を禁止し、話し合いでより解決の道を示す国連憲章に違反することは明

らかであります。また、同趣旨の我が國憲法からしても、このようなアメリカの戦争行為は是認できません。したがつて、レーガン大統領に対し直ちに中止の申し入れをすべきではありませんか。総理の見解を求めます。

本論に移ります。

初めに指摘したいことは、本法案は国会と国民に対する公約を踏みにじるものであることであります。昨年度六千四百億円に上る補助金カットは本年限りのものとの国会答弁はどうなつたのですか。逆に、さらに三年間にわたり、二倍以上の年間一兆二千八百億円の負担を地方に転嫁するとは言語道断と言わねばなりません。総理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

本法案はまた、軍拡優先、国民生活犠牲の臨調路線に沿つて別途提案されている裁判抜き代執行導入法案、国庫負担、補助率大幅切り下げと結合した事務整理合理化法案及び地方行革大綱全面実施の方針とともに、地方自治を根本的に破壊するいわば四点セットとも言うべきものであります。

以下、具体的な問題で伺います。

〔神谷信之助君登壇、拍手〕

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表し、国補助金等の臨時特例等に関する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。まず、当面する緊急問題についてお伺いします。

アメリカは、テロ対策を口実に、リビアに対し宣戦布告なき事実上の戦争行為をあえて強行しましたが、これは平和と民族主権を侵害するまこと

都市公園では第三次一兆六千九百億円が第四次二兆五千四百億円と五・六%の減となつています。ところが政府は、調整費を大幅に取ることでいかにも事業規模を大きくしたかのような見せかけをしています。しかし、從来、調整費にはほとんど手をつけていないのであります。こうした欺

瞞的な総事業費の縮小は、補助率の切り下げ、国庫補助金の大幅削減に起因するものであることは明白です。これでどうして国民に影響はないと言えるのですか。総理の見解を伺います。

また、新五カ年計画が一〇〇%実施された場合、五年後には下水道の人口普及率は四四%のことですが、これは既に完了した第五次五カ年計画の六十年度目標ではありませんか。我が国の下水道普及率は三三%であるのに對し、イギリス九七%、西ドイツ九一%という状況です。都市公園では、一人当たり面積でワシントン四十五・七平方メートル、ロンドン三十・四平方メートルに対し、東京都区部は二・一平方メートル、京都市は二・四平方メートルにすぎないのであります。総理、あなたが国際国家日本と言うなら、国際的にも極めて低い水準にある生活環境の改善を目指して、この補助金等臨時特例法案を断念すべきではありませんか。

最後に、私は、軍備増強、大企業奉仕、国民生活破壊の中曾根内閣の戦後政治の総決算路線こそ、國家機密法案再提出、安保会議設置法案などと相まって、国民生活擁護よりも国家の権威を上位に置くという発想に基づくものであり、主権在民の憲法原理に挑戦するもので、断じて容認できないことを指摘し、国民生活の安定こそ政治の要諦であるといふ見地から、我が党は国民とともに

全力を擧げて闘うことを明言して、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 神谷議員にお答えをいたします。

まず、リビアの問題でございましたが、先ほども申し上げましたように、米国が確かな証拠を握っていると、そう言って、この攻撃をリビアのテロに対する自衛のための措置であると説明していることについては、米国としての理由があるのであろうが、詳細については当方としては承知していないので、事態の推移を重大な関心を持って見守っているところであります。政府としても事態がこれ以上悪化、拡大しないことを希望しております。この点については、安倍外務大臣がワシントンで、また後藤田官房長官が東京において発言しているところであり、これは米側にも伝達済みであります。

補助率の引き下げの問題でございますが、六十年度予算においては、補助金問題検討会の報告の趣旨等を踏まえまして、この見直しを行ひながら補助率の総合的な改革を行つたところでございます。

なお、下水道等整備のため法案を撤回せよと言はれますが、本法案により、下水道、公園事業を含めた公共事業の六十一年度事業費は前年度を上回る伸びとなつております。したがって、事業の進捗に大いに寄与しております。したがって、本法案を撤回する考え方ございません。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 神谷さんの私に対する質問は一問でござります。

昭和六十年度における高率補助率の引き下げは、今後一年かかる本格的な検討を行うという意味において暫定措置をお願いしたわけであります。したがつて、六十一年度以降の補助率のあり

方につきましては、国と地方の間の機能分担、費用負担の見直し、これらを検討することといたしておりまして、したがつて、その検討を行う場としておりまして、補助金問題関係閣僚会議、そして補助金問題検討会、これらをたびたび開催してきたところであります。六十一年度予算におきます補助率の見直しは、このような経緯の上に立つて成り立つたものでございます。したがつて、昨年の十二月二十一日に閣僚会議で決定をしたわけであります。

のよりどころである生活保護の重要性については、十分認識もしておるし、配慮もしておる所存でございます。

下水道と都市公園の新五カ年計画の投資規模は、前五カ年計画の実績を上回る額を確保しておられます。調整費については、今後、計画期間中の

社会経済の動向、財政事情、事業の進捗率等を勘案して弾力的に対処してまいります。したがつて、本法案を撤回する考えはございません。

す。いわば補助率の総合的見直しを行つたものである、このように御理解を賜りたいと思います。

(拍手)

〔國務大臣小沢一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣小沢一郎君登壇、拍手

○國務大臣(小沢一郎君) 神谷先生にお答え申します。

補助金カットと地方財政運営の問題でございまが、財政運営に支障が生ずることのないようですが、財政運営に支障が生ずることのないようですが、財政運営に支障が生ずることのないようですが、財政運営に支障が生じました。特に、私どもといたしましては、個々の地方団体に対しまして、基準財政需要額の算定、地方債の配分等を通じましてきめ細かい財源措置を講ずることによりまして、この補助金がございました。また、住民負担が増加したりすることのないよう負担率の引き下げにより、財政運営に支障が生じたり、住民負担が増加したりすることのないようになります。したがつて、この補助金がございました。また、住民負担が増加したりすることのないよう負担率の引き下げにより、財政運営に支障が生じたり、住民負担が増加したりすることのないようになります。

それから教材費の問題でございますが、教材費につきましては、地方団体の事業として同化定着しているということから、昭和六十年度から一般財源化を行うこととしたとして、地方交付税においては必要な財源の措置を講じたところでござります。一般財源化したものでございますから、

それぞれの地方団体が自主的にその教材費につきましては、所要の予算措置を講すべきものと考えております。(拍手)

〔國務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○國務大臣(海部俊樹君) 御指摘いただきました点について、文部省は、各地方公共団体において、地域や学校の実情に応じて所要の教材費を確保し、教材の整備を図るよう引き続き指導いたしますとともに、必要に応じ、教材費に係る措置の充実

が図られますように要望してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(阿見根登賀) 井上計君。

〔井上計君登壇、拍手〕

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました國の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、總理並びに関係大臣に質問を行います。

まず初めに、總理にお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、先日の日米首脳会談において、中曾根總理はレーガン大統領に対し、今後我が国は貿易収支不均衡を速やかに是正するため製品輸入を進め、輸出志向型経済を輸入志向型経済に転換することを表明されたと伝えられておりま。確かに、現在我が国の直面している最大課題は貿易摩擦の解消であり、自由主義国家群の有力な一員として、国際協調を第一義的に考えるこの重要性とその対策を急速に進めることについてはだれも異論のないところであります。しかし、申すまでもなく、貿易摩擦の解消は容易なことではありません。したがって、製品輸入によってのみこの解消をなくそうとするならば、我が国の輸出産業、とりわけ中小企業は壊滅し、我が國経済に重大な影響を与える、さらに我が国農業もまた大きな打撃をこうむることは必至と考えられます。

總理、物にはまず順序があります。現在の大幅貿易黒字も一朝一夕に生じたものではありません。したがって、既に我が国がとっている市場開放、円高説導等の成果を見守りながら、我々が事あることに主張している内需拡大型経済政策へ急いで転換すべきであります。この際、改めて貿易

収支の改善策への總理のお考えを明確にしていただきたいと思います。

次に、内需拡大の大きな柱は、現在、与野党折衝にゆだねられている二兆円の大枠所得税減税と、建設国債のあり方を見直して公共事業をさらに積極的に拡大し実行することになります。今こそ財政の果たす役割は極めて重大であります。既に不可能と言われておる六十五年度赤字国債発行ゼロという一律緊縮財政路線を依然として金科玉条としていることが、経済成長を低下せしめ、今日の貿易摩擦問題や円高デフレを引き起こした原因であります。また、これから審議する補助金のカットというような結果をも招いたのであります。總理が示されたアメリカ政府との約束を実行するためには、多少の時間はかかりますけれども、内需拡大の財政政策に転換し、安定、恒久的な貿易均衡型政策をとるべきと考えますが、總理並びに大蔵大臣のお考えを承りたいと思います。

次に、補助金問題について具体的な質問に入ります。大蔵大臣は、衆議院の審議の過程において、補助率カットは三年間の暫定措置であり、したがって補助金問題検討会にかかる新たな機関は設置せず、補助金の整理合理化は従来の行政ベースで進めていく旨の答弁をされたと聞いております。すると、果たしてこのよなことで補助金の整理合理化が進むのかどうか甚だ疑問に思うのであります。

昨年の高額補助金の一割カットの際、大蔵、自治、厚生の三大臣の合意によつて設置された補助金問題検討会が一年間をかけて検討した結果は、児童福祉、老人福祉等の補助率カットに伴い、そ

の事務を從来の機関委任事務から団体委任事務にするといった極めてわずかなものだけであります。生活保護費補助金を始めとして、ほとんどの

補助金については何らの具体的な結論が得られておりません。三大臣の合意に基づいて設置された検討機関の審議の結果がこの程度であるとするならば、これを通常の行政ベースに戻した場合、補助金の整理合理化がほとんど進まなくなるのは火を見るより明らかであります。

従来、我々が再三指摘してきたように、国の補助金こそ膨大なむだを生んでいた元凶であります。増税なき財政再建の実現のためには、国の一般歳出の四三・三%を占める補助金の大幅削減を図ることが絶対に不可欠であります。私は、この

ような観点から、行財政改革の趣旨に沿った補助金の抜本的整理合理化を行うため、権威ある第三者機関を設置し、三年間の暫定措置の期間内に国民の納得のいく結論を得るよう求めるべきと考えますが、總理並びに大蔵大臣及び行革担当の総務

次に第三は、奨励的補助金の大幅整理と、四万五千八百二十七件、八百九十一億円に上ると言われるいわゆる箱物補助金の地方一般財源化についてあります。

衆議院でも指摘があつたように、奨励的補助金は、国と地方との共同事業に対する責任の度合いに応じて定められる国庫負担金と異なり、国が政策上奨励的立場に立つて行うものでありますから、地方がそれを受け入れるか否かは本来自由であります。

第二は、補助金の総点検運動を再度実施すべきであります。

我が党が衆議院でも指摘したように、国庫補助金の申請等の事務手続には莫大な人員と手間を必要とし、都道府県の日常業務の約六〇%、市町村においても約四〇%がそれに費やされていると言われております。このように補助金の事務手続が依然として改善されない理由は、その置かれている環境にあります。つまり、政策決定以後の事務手續は係長クラスに任せてしまつていてこと、補助金対象者が圧倒的に多いこと、事務手続に関する部局相互の情報交換や調整、コントロールがな

いこと等を初め、時に改善を推進する声が出ております。このため私は、五年以上経過した奨励的補助金の原則廃止、地方自治の原則からして問題のある人件費補助の廃止をこの際提案するものでありますが、總理並

びに大蔵大臣の見解を求めます。

まだ、文化庁の文化センター、あるいは国土庁のコミュニティーセンター等というように、各省がばらばらに行っている箱物補助金については、これを地方の一般財源に振りかえることとして、各自治体で多目的施設を地域の実情に応じて建設することができるようすべだと考えますが、大蔵大臣のお考へはいかがでありますか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、地方行革との関係についてであります。

政府は、現在、各自治体に対し強力に行政改革の推進を求めておりますが、地方の行う行革の成果はこれを地方に還元すべきものであります。行革によってせっかく努力しても、それが財政に余裕があるとされ、補助金カットという形で国に吸収されてしまうのでは、地方の行革意欲を阻害することになるであります。國がどうしても地方の協力を求めるとするならば、負担の転嫁や先送りなどその場しのぎの政策ではなく、中長期的な財政再建計画を策定し、國が責任ある態度をとらなければ、地方の行革努力に水を差すことになり、また政府が強く提唱し、期待する民間活力の導入もかけ声だけに終わってしまうおそれがあります。これらの諸点について総理並びに大蔵大臣及び自治大臣の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 井上議員にお答えをいたします。

まず、日米会談の内容でございますが、日米関係全般にわたる幅広い意見交換をいたしました。

官 報 (外)

なかなか世界経済の問題や日米の経済摩擦の問題、それから東京サミットにかけての日米協力の問題等について率直な意見交換をした次第であります。なおまた、日米の経済構造の改革問題についても相互に積極的に努力していくという話をいたしまして、両方ともこれは協議していくところとなりました。

特にアメリカの保護主義防衛について重ねて強い要望をいたしてきました。

次に、貿易収支の改善策の問題でございますが、現在のこの不均衡問題はアメリカ国会あるいはジャーナリズムにおいても大きな問題になっております。我々としては、今まで実行してきたいわゆるアクションプログラムを遂行していく、あるいは内需の拡大等を着実に実施することに加えて、先般来、いわゆる経済研の報告書にありましたような内需主導型経済成長及び輸入促進を図るというようなことを加えて実行してまいりたいと存じます。

やはり、おっしゃいますように、輸入だけでこ

れができるという問題ではないのです。内需の刺激、あるいは金利政策、あるいは減税政策、あるいは円・ドル関係の調整、特にこの円・ドル関係の調整ということは大きな要素でございます。これらの諸点について総理並びに大蔵大臣及び自治大臣の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 井上議員にお答えをいたします。

まず、日米会談の内容でございますが、日米関

て、いかにこの通貨関係が大事であるかといふと申したのです。

アメリカにおける記者会見におきましても、ア

メリカがこれだけ膨大な輸入超過をやつたとい

うことになった次第であります。我々の方から

は、特にアメリカの保護主義防衛について重ねて

強い要望をいたしてきました。

次に、公共事業の拡大でございますが、この嚴

密な規制がございましたが、これは必ずしも適当でないと我々は考え、そのほ

かのあらゆる総合的な構えをもってやる

ことが必要である、そのように考えております。

それから景気の問題につきましては、やはり現

在はいわゆる低金利、低物価の時代が当面来て

いると思うのです。これは物資過剰に基づいてこう

いうことが来てデフレの原因となるのか、ある

いは石油価格の低落等から低金利、低物価時代が

来ているのか、これが経済にどう触れていくかと

いうことは問題であります。学者の間にも論争

があるところでござります。私は、日本の場合は

昭和五十三年におきましてもこういうことが起こ

りました、たしか金利は三・五%まで下がったこ

とがあると思います。あの場合は、しかし石油が

暴騰しまして、日本のお金が全部アラブに吸い取

られて、日本から出でていってしまったわけです。

今回の場合には、むしろ払うべき石油代金が日本に

よう前に前と比べて高くなってしまいまして。そ

たために韓国、台湾、香港から日本に今さあっと殺

りまして、たしか金利は三・五%まで下がったこ

とがあると思います。あの場合は、しかし石油が

暴騰しまして、日本のお金が全部アラブに吸い取

られて、日本から出でていってしまったわけです。

五年以上経過した補助金の廃止の問題でござ

ります。これまでにはさらに景気が上昇する方向で進めていきたいため、実質賃金も上昇するように我々としては努めたい、そのように考えておるところでござります。

減税について御質問がございましたが、これは来年度行うべき大幅なもの除き、先般の各党間での協議の内容、推移を当面の問題としては見守ってまいりたいと考えております。

次に、公共事業の拡大でございますが、この嚴

密な規制がございましたが、これは必ずしも適當でないと我々は考え、そのほ

かのあらゆる総合的な構えをもってやる

ことが必要である、そのように考えております。

そのように今後も努力してまいりたいと思うので

ございます。

補助金の整理合理化については全く同感でござ

ります。補助金等の整理合理化をさらに推進して

いくために、補助金等のあり方等について今後とも点検をし、見直しに努めてまいりたいと思いま

す。

なお、事務手続の簡素化につきまして、御指

摘のとおりの点がございまして、さらだこれを検

討し、改革していく必要があると思うのでござい

ます。この点については、昨年十月から十二月に

かけまして行政監察を実施して、今その取りまと

めを行っている最中でござります。

五年以上経過した補助金の廃止の問題でござ

りますが、補助金の整理合理化は今後とも推進して

いかなければならぬと思いますが、一定年数を経

過したという理由だけで廃止することが適当であ

るか、これは問題があると思います。一つ一つの

ものについてやはり的確に審査していく必要があ

る、そのように考えております。

人件費補助の廃止の問題でございますが、地方公共団体向け職員設置費補助については、臨調答申等を踏まえ、これまで地方の自主性、自律性の観点から一般財源化または交付金化を推進しておられます。交付金化されたものについても、事務事業の性格、地方への同化定着の状況等を踏まえまして、所要の見直しを検討いたします。

次に、いわゆる箱物補助金の一般財源化の問題でございます。会館等の各種施設の設置につきましては、効率的使用、行政運営の効率化等の観点から、複合化、合併等の推進を図っております。今後とも、一層一般財源化を含めまして見直しを検討してまいりたいと存じます。

国庫補助負担率の引き下げの問題でございますが、たゞ消費税の税率引き上げ等により所要の補てん措置を今回講じました。地方団体の行政改革への意欲を阻害することにはならないものと考えております。

また、中長期的な財政再建の問題でございますが、これは臨調答申を踏まえまして、いわゆる増税なき財政再建あるいは六十五年度赤字公債依存体質から脱却する、こういうような原則は守って今後も努力してまいりますが、毎年度の予算編成過程におきまして、金利とかあるいは国有资产の売却であるとか、さまざまな総合的な観点から慎重に検討してまいりたいと思っておるところで、定量的なりジッドな長期的財政計画の策定は困難であると考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 井上さんの御質問、まず第一番目は、いわゆる内需拡大の柱としての所得

税減税問題であります。

現在、税制調査会で、所得税負担のあり方を含め、シャウブ税制以来のいわゆる抜本改正の御検討を賜つておるところであります。一方、所得税減税につきましては、三月四日、与野党幹事長、書記長会談の合意というものが存在をいたしております。したがつて、これらの検討を見ながら、これに適切に対応していくべき課題であるというふうに考えております。

それから次の問題は、いわゆる公共事業のさらなる積極的拡大、こういう御意見を交えての御質問であります。

限られた予算の中でいろいろやってまいりました。したがつて、先般発表いたしましたところのいわゆる総合経済対策、それらを柱といたしまして財政運営を行つてしまひたい。一概に建設公債と申しましても、確かにこれはある程度の税収増も見込めるものでございますが、しかし一方で、税収増を大幅に上回る元利払いというものが生じてくる。これは財政体質の健全化というべきものからすれば、やはり適切な財政政策だということは困難であると思っております。

それから次の問題は、権威ある第三者機関を設置せよと、かねての御意見でござります。今回の改正は、補助金問題関係閣僚会議、そしてまた検討会等で各省厅十分協議して、対応してきたところであります。そして一方、補助金等の問題を今後とも進めていくためには、臨調答申あるいは行革審の御意見、これらの問題がございま

すので、やはり不斷の点検、見直しといふことに努めていくべき課題である、このように思つてお

ります。

それから事務手続の問題は、總理からもお答えがございました。いわゆる提出部数の削減でござりますとか、提出書類の一部廃止でございますとあります。したがつて、これらの検討を見ながら、これに適切に対応していくべき課題であるというふうに考えております。

それから五年以上経過した奨励的補助金、この問題であります。今後ともその見直し、抑制に努める必要がありますけれども、一定の年数の経過をもつて廃止するということについては、いわ

ばそれぞれの政策から考えて適当であるかどうか、私はにわかに賛成するわけにはまいりません。やはり補助の効果、事務事業の地方への同化定着の状況、こういうものを絶えず見直していく

対象とすべきものであろうと思つております。

人件費補助の問題につきましては、地方の自主性、自律性の観点から一般財源化または交付金化を

進めています。今後とも、同化定着化の状況を十分見きわめながら対応していくべき課題であります。あと、意見をおおむね等しくいたしておりま

す。

それから箱物補助金の問題でございますが、五十六年度にいろいろ御議論がありまして、交付要綱、施設運営基準の改定、これを行つたわけであります。今後とも、いわゆる一般財源化を含めまして、所要の検討を続けていかなければならぬ、

といふことは、毎度お答えいたしておるとおりでございます。(拍手)

それから地方の行革意欲を阻害するようなことはしてはならぬぞよど、こういう御指摘であります。

確かに、私どもは、單に地方に負担を転嫁しようと、かねての御意見でござります。

それから國が地方の協力を得たいなら、負担転嫁を先送りなど、言つてみればその場しのぎの政策ではなくて、中長期的財政再建計画を策定して

国民の前に明らかにすべきだと、かねての御議論でござります。

それから五年以上経過した奨励的補助金、この問題であります。今後ともその見直し、抑制に

進める基本的な考え方、そしてその背景となります中期的事情につきまして財政運営の中期展望ある

いは機械的手法によるところの仮定計算例、これらを出すことによりまして、可能な限り国民の合意を得るような素資料、もろもろの資料の提出と

いうことにはこれからも努力して、それが国会の場で議論が交わされる中で、最終的な国民の合意

が那辺にあるかということをつかむ努力というものは年々いたしておるところであります。が、厳密な意味における定量的財政計画、これはやはり経済が流動的で、しかも財政とはひつきょううの

一部門であるということに位置づけました。際に、あらかじめそのような作業を行うといふのは、いろいろな工夫をして毎年毎年の努力を重ねてみますものの、定量的指標といふものをきちっと定めていくというのは非常に難しい問題である

といふことは、毎度お答えいたしておるとおりでございます。

〔國務大臣江崎眞澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎眞澄君) 既にお答えがありまし
たので、二点について簡単にお答えを申し上げま
す。

随調答申の提言した補助金の見直しにつきまし
ては、時代の変化、情勢の変化、これに即応して
いく総合性の確保、簡素化、効率化、こういった
観点に立脚して、行政施策のあり方、国、地方間
の費用負担のあり方等について絶えざる見直しを
行っていくことは当然でありまして、積極的に整
理合理化を推進していくべきものと考えております。
今度の措置もその一環と御承知をいただきと
うござります。

新たな第三者機関を置いてはどうかということ
につきましては、当面考えておりませんが、御承
知のよう補助金問題関係閣僚会議、それから地
方公共団体の代表者を交えた補助金問題検討会の
議に付して決定をした次第もありますので、今
後も機宜に応じて十分検討を続けてまいりたいと
思います。

第二点、手数がかかり過ぎる。これは地方自治
經營学会の調査の結果に見ましても、まさに明ら
かな点であります。そこで総務省としましては、
従来、補助金事務手続の簡素合理化を進めるため
に、総理からも御答弁がありましたように、昨年
の十月から十二月にかけて補助金の総点検を行政
監察に付したわけであります。現在、鋭意結論を
取りまとめ中であります。取りまとめの結果、改
善を要する事項につきましては、関係大臣に直接
勧告をいたしますとともに、国会はもちろん、公
表することといたしておりますので、御了承を
願います。(拍手)

〔國務大臣小沢一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(小沢一郎君) 井上先生にお答え申し
上げます。

補助負担率の引き下げと地方行政改革の問題で
ございますが、地方におきましては国に先んじま
して行政改革を積極的に行っております。したが
いまして、この地方行政改革の成果は、先生御指
摘のように、地方住民に本来還元されるべきもの
であると考えております。今回の補助負担率の引
き下げによります地方負担の増加額につきまして
は、異例の措置を含めまして所要の補てん措置を
講じたつもりでございますけれども、なお今後とも、
地方団体の行政改革への意欲を阻害すること
にならないよう、あらゆる機会を通じて十分に配
慮してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(阿具根登君)

これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	木村	陸男君
中野 鉄造君	刈田 貞子君		
抜山 映子君	源田 源君		
馬場 富君	堀内 俊夫君		
太田 清幸君	山東 昭子君		
飯田 洋君	斎藤栄三郎君		
井上 計君	北 修二君		
宮澤 弘君	森下 功君		
	内藤 健君		
	藤井 孝男君		
	松浦 淩君		
	岡島 蓮君		
	宮島 幸男君		
	浦田 勝君		
	青島 幸男君		
	木本平八郎君		
	鈴木 一弘君		
	伏見 康治君		
	関 嘉彦君		
	木本平八郎君		
	下村 泰君		
	青島 幸男君		
	浦田 勝君		
	大浜 方美君		
	高木 正明君		
	仲川 幸男君		
	高木 正明君		
	村上 正邦君		
	西村 尚治君		
	長田 裕二君		
	藤田 正明君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	山内 一郎君		
	加藤 武徳君		
	坂元 政隆君		
	山内 一郎君		
	加藤 武徳君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
	西村 尚治君		
	坂元 政隆君		
	野末 陳平君		
	柳川 覚治君		
	中山 太郎君		
</td			

昭和六十一年四月十八日 參議院會議錄第十一号

議長の報告事項

同日衆議院から次の内閣提案を受領した。

東京横濱新道路の建設に関する特別措置法案
(閣法第一四号)

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和六十一年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和六十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

建設委員	辞任
辞任	抜山 映子君
補欠	中村 銳一君
補欠	三

異動前の 官職名	氏 名	官職名	異動後 の 年月日
國土紹士 地局長	末吉 興一 (退職)	昭大一四・一五	

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣案第四号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
第一二号)

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
(閣法第四四号) 審査報告書

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
(閣法第四三号) 審査報告書

三一號)審査報告書
に関する法律の一部を改正する法律案(閣法等)

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)審査

報告書
電波法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

審査報告書

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散に関する憲法第七条に関する質問に対する答弁書
参議院議員飯田忠雄君提出憲法の明文に基づく衆議院解散の方法に関する質問に対する答弁書

記	異動前の 官職名	氏名	異動後の 官職名	年月	動 き
國土斤土 地局長	末吉 輿一	(退職)	昭三・四・三		
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の 村嘉朗君(同日議長承認)を第百四回国会政府委員會 に任命した旨の通知書を受領した。					
昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞 任を許可し、その補欠を指名した。					
内閣委員					
辞任					
鈴木 省吾君	海江田鶴造君				
(国会法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの)	(国会法第三項の規定 によるもの)				
矢田部 理君	安永 英雄君				
野田 哲君	和田 静夫君				
峯山 阳範君	服部 信吾君				
地方行政委員					
辞任					
上野 雄文君	山田 讀吾君				
法務委員					
補欠					
安永 英雄君	矢田部 理君				
小笠原貞子君	橋本 敦君				
田渕 哲也君	拔山 映子君				
外務委員					
辞任					
小西 博行君	補欠				
閔 嘉彦君					

昭和六十一年四月十八日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

故、解散詔書が発せられた事実のみをもつて、衆議院の解散は、憲法の明文によつて解散詔書發布の前に決定されていふことが必要であるのに、従来は、この解散権の帰属者である主権者国民の投票もしくは国民の代表機関たる国会の決議もなままで、内閣の助言承認による天皇の国事行為としての解散詔書の発布のみで解散が実現したものとされてきた。これでは、解散詔書を以つて、事實上解散命令詔書とすることにはかならない。從來、内閣は、いかなる憲法上の明文に基づいて、右のような憲法第四条に違反する助言と承認をしてきたのか、憲法の明文及び理由を示して答弁されたい。

昭和六十一年四月十一日

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散詔書の効力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散詔書の効力に関する質問に対する答弁書

衆議院の解散は、憲法第七条の規定により、天皇の国事に関する行為として行われるものである。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散詔書の効力に関する質問に対する答弁書

衆議院の解散は、憲法第七条の規定により、天皇の国事に関する行為として行われるものである。

天皇の行う衆議院の解散は、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が實質的に決定したところに従つて形式的・名目的に行うものであるから、天皇が国政に関する権能を行使したことにはならず、したがつて、憲法第四条第一項に違反するもので

ない。

はない。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散に関する憲法第七条に關する質問に対する答弁書

衆議院の解散は、それ自体としては高度の政治的性質を有する行為であり、したがつて、國政に關するものであることは疑いのないところである。

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣 飯田 忠雄
昭和六十一年四月四日

参議院議長 木村 隆男殿

飯田 忠雄

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 江崎 真澄

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 江崎 真澄

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 江崎 真澄

(1) 憲法第七十二条による内閣総理大臣の議案提出権に基づき、衆議院解散議案を国会に提出する。

(2) 憲法第五十六条によつて国会が議決する。

(3) 憲法第七条により、内閣の助言と承認によつて、初めて解散手続は有効に成立すると考えるが、このような合意的解散方式に対する内閣の所見を伺いたい。

衆議院解散に關する憲法第七条に關する質問主意書

主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議長 木村 隆男殿

飯田 忠雄

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 江崎 真澄

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 江崎 真澄

参議院議長 木村 隆男殿
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 江崎 真澄

衆議院解散は、國家機構の基本に關する高度な政治行為であるから、立法権、行政権、司法権の範囲外にあるところの、主権者が直接掌握するいわゆる統治権に屬するものであることは、最高裁判所の判例もまた認めているところである。それ故、衆議院解散は、憲法前文が示す憲法の原理および憲法の条文に明記されたところに忠実に従つて、実施されるべきものであると考える。

そこで、衆議院解散の方法を憲法の明文の規定に従つて示せば、次のような。

御指摘の方法は、衆議院の解散の実質的決定は国会の議決によることを前提とするものと考えられるが、その旨の明文の規定は、憲法なく、御意見には賛成できない。

昭和六十一年四月十八日 參議院會議錄第十一号

三七四

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京一三三三 (大代) 105

二三三〇円部
定価